

議案第106号

指定管理者の指定について（港区立みなと科学館）

1 施設名称等

施設の名称	所在地
港区立みなと科学館	東京都港区虎ノ門三丁目6番9号

2 事業者選定の経過

港区立みなと科学館指定管理者候補者選考委員会を設置し、優良な候補者を選考しました。

応募事業者は1事業者です。

（1）港区立みなと科学館指定管理者候補者選考委員会委員

	委員氏名	役 職
委員長	千葉 和義	お茶の水女子大学理学部生物学科教授
副委員長	堀 二三雄	港区教育委員会事務局学校教育部長
委員	藤井 千恵子	国士舘大学体育学部こどもスポーツ教育学科教授
委員	縣 秀彦	国立天文台天文情報センター准教授
委員	山本 隆司	港区教育委員会事務局学校教育部学務課長

（2）選考委員会の開催状況

回数	開催年月日	審議内容
第1回	平成31年2月25日（月）	公募要項について 選考基準及び採点表について
第2回	令和元年6月6日（木）	財務状況分析及び資金計画分析結果の報告について 第一次選考について 第二次選考等について
第3回	令和元年7月12日（金）	指定管理者候補者の決定について

(3) 港区指定管理者選定委員会

令和元年7月22日に開催された令和元年度港区指定管理者選定委員会において、港区立みなと科学館指定管理者候補者選考委員会で選考された事業者が指定管理者候補者として選定されました。

3 選定された事業者

名 称	トータルメディア・東急コミュニティーみなと科学館運営グループ	
代表団体	名 称	株式会社トータルメディア開発研究所
	所 在 地	東京都千代田区紀尾井町3番23号
	代 表 者	代表取締役 山村 健一郎
構成団体	名 称	株式会社東急コミュニティー
	所 在 地	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号
	代 表 者	代表取締役 雑賀 克英

4 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年）

5 選定の理由

- (1) 全国の類似施設の運営実績が豊富にあり、港区立みなと科学館（以下「みなと科学館」という。）の設置目的、実施すべき施策等を理解し、区との密接な連携のもとで、適切に指定管理業務を行うことが期待できる提案をしている。
- (2) 館長を中心に、理科教育に関する知識や経験を有する教員免許所持者や博物館学芸員資格所持者等の有資格者、理科教育の経験がある教職員のOB・OGを配置するとともに、プラネタリウムや天文に係る専門知識、経験、資格等を有し、解説ができる者を配置するなど、利用者の様々なニーズに的確に対応できる職員体制となっている。
- (3) 「港区行政情報多言語化ガイドライン」を基に、4か国語でのパンフレットの作成や、英語での接遇ができる職員の採用、英語でのプラネタリウムの投影など、地域特性を踏まえた取組の充実が期待できる。
- (4) 旧韮絵小学校同窓会、町会等地域関係者や、大学、企業など、多様な主体との中長期的期間を見据えた関係構築が提案されており、みなと科学館をハブとして、連携先同士が交流し、科学館、地域の賑わいを創出することが期待できる。
- (5) 併設となる気象庁気象科学館の施設や事業内容を理解しており、みなと科学館、気象科学館双方が扱う科学分野の相互補完、連携した広報活動が提案されており、来館者目線での一体感のある科学館運営が期待できる。

- (6) 利用者の安全・安心の確保について、日常点検や巡回、区及び建物の維持管理を担う P F I 事業者との定例会など、施設の特徴を踏まえた、みなと科学館の管理運営に必要な危機管理が期待できる提案となっている。

6 今後の予定

令和 2 年 4 月 指定管理者による管理運営の開始

議案第 106 号

指定管理者の指定について（港区立みなと科学館）

関連資料一覧

- 1 港区立みなと科学館指定管理者候補者選考委員会報告書**
- 2 港区立みなと科学館指定管理者候補者第一次・第二次審査採点表**
- 3 港区立みなと科学館指定管理者候補者選考委員会審査結果（採点表）**
- 4 港区立みなと科学館指定管理者候補者選考委員会会議録**
- 5 港区立みなと科学館指定管理者候補者選定調書（公募用）**
- 6 法人（団体）等の概要**
- 7 港区立みなと科学館指定管理者公募要項**
- 8 港区立みなと科学館指定管理者候補者の事業提案書**

港区立みなと科学館
指定管理者候補者選考委員会
報 告 書

令和元年7月12日

港区立みなと科学館指定管理者候補者選考委員会

目 次

はじめに

- I 選考した指定管理者候補者について
- II 選考経過について
- III 選考対象者について
- IV 選考結果について
- V 最終選考結果について

はじめに

本報告書は、港区立みなと科学館の指定管理者候補者を選考するにあたり、「港区立みなと科学館指定管理者候補者選考委員会」における審査の経過並びに結果について報告するものです。

港区が定めた「港区指定管理者制度運用指針」では、民間事業者等が持つノウハウやアイデア、専門性などを活用することにより、多様化する区民ニーズへの柔軟かつ迅速な対応や効率的で効果的な区民サービスの提供が可能となる施設については、積極的に指定管理者制度の導入を進めるとしています。

「港区立みなと科学館指定管理者候補者選考委員会」は、このような視点を踏まえた上で、みなと科学館の設置目的を最大限に活かし、効率的・効果的に区民サービスを提供することができる候補者の選考を行いました。

審査にあたっては、常に厳正さと公正さを確保するとともに、委員会として委員の総意の下に結論を導き出すよう努めました。

港区立みなと科学館指定管理者候補者には、将来を見据えた大変優れた提案であったため、指定管理者を公募した目的は十分達成されたものと考えます。

選ばれた事業者には、港区立みなと科学館条例に定める目的の達成に向け、指定管理者として十二分に力を発揮されることを強く期待いたします。

令和元年7月12日

港区立みなと科学館指定管理者候補者選考委員会
委員長 千葉 和義

I 選考した指定管理者候補者について

1 指定管理者候補者

共同事業体	名 称：トータルメディア・東急コミュニティーみなと科学館運営グループ 所在地：東京都千代田区紀尾井町3番23号 株式会社トータルメディア開発研究所内
代表団体	名 称：株式会社トータルメディア開発研究所 代表者：代表取締役 山村 健一郎 所在地：東京都千代田区紀尾井町3番23号
構成団体	名 称：株式会社東急コミュニティー 代表者：代表取締役 雑賀 克英 所在地：東京都世田谷区用賀四丁目10番1号

2 対象施設

施設の名称	所在地
港区立みなと科学館	東京都港区虎ノ門三丁目6番9号

3 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年）

4 選考の理由

- (1) 候補者には、全国の類似施設の運営実績が豊富にあり、港区立みなと科学館（以下「みなと科学館」という。）の設置目的、実施すべき施策等を理解し、区との密接な連携のもとで、適切に指定管理業務を行うことが期待できる提案となっています。
- (2) 候補者は、施設長を中心に、理科教育に関する知識や経験を有する教員免許所持者や博物館学芸員資格所持者等の有資格者、理科教育の経験がある教職員のOB・OGを配置するとともに、プラネタリウムや天文に係る専門知識、経験、資格等を有し、解説ができる者を配置するなど、利用者の様々なニーズに的確に対応できる職員体制となっています。
- (3) 候補者は、「港区行政情報多言語化ガイドライン」を基に、4か国語でのパンフレットの作成や、英語での接遇ができる職員の採用、英語でのプラネタリウムの投影など、地域特性を踏まえた取組の充実が期待できます。

- (4) 旧韮絵小学校同窓会、町会等地域関係者や、大学、企業など、多様な主体との中長期的期間を見据えた関係構築が提案されており、みなと科学館をハブとして、連携先同士が交流し、科学館、地域の賑わいを創出することが期待できます。
- (5) 候補者は、併設となる気象庁気象科学館の施設や事業内容を理解しており、みなと科学館、気象科学館双方が扱う科学分野の相互補完、連携した広報活動が提案されており、来館者目線での一体感のある科学館運営が期待できます。
- (6) 利用者の安全・安心の確保について、日常点検や巡回、区及び建物の維持管理を担うPFI事業者との定例会など、施設の特徴を踏まえた、みなと科学館の管理運営に必要な危機管理が期待できる提案となっています。

Ⅱ 選考経過について

1 選考の方法

(1) 第一次審査

提出された申請書類及び計画書類について、財務関係書類、基本的事項の適格審査、計画書類に対する評価をもとに総合的な審査を行い、第一次審査通過者として選考しました。

(2) 第二次審査

第一次審査通過者に対して、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、(第一次審査と第二次審査とを併せた) 総合評価により指定管理者候補者を選考しました。

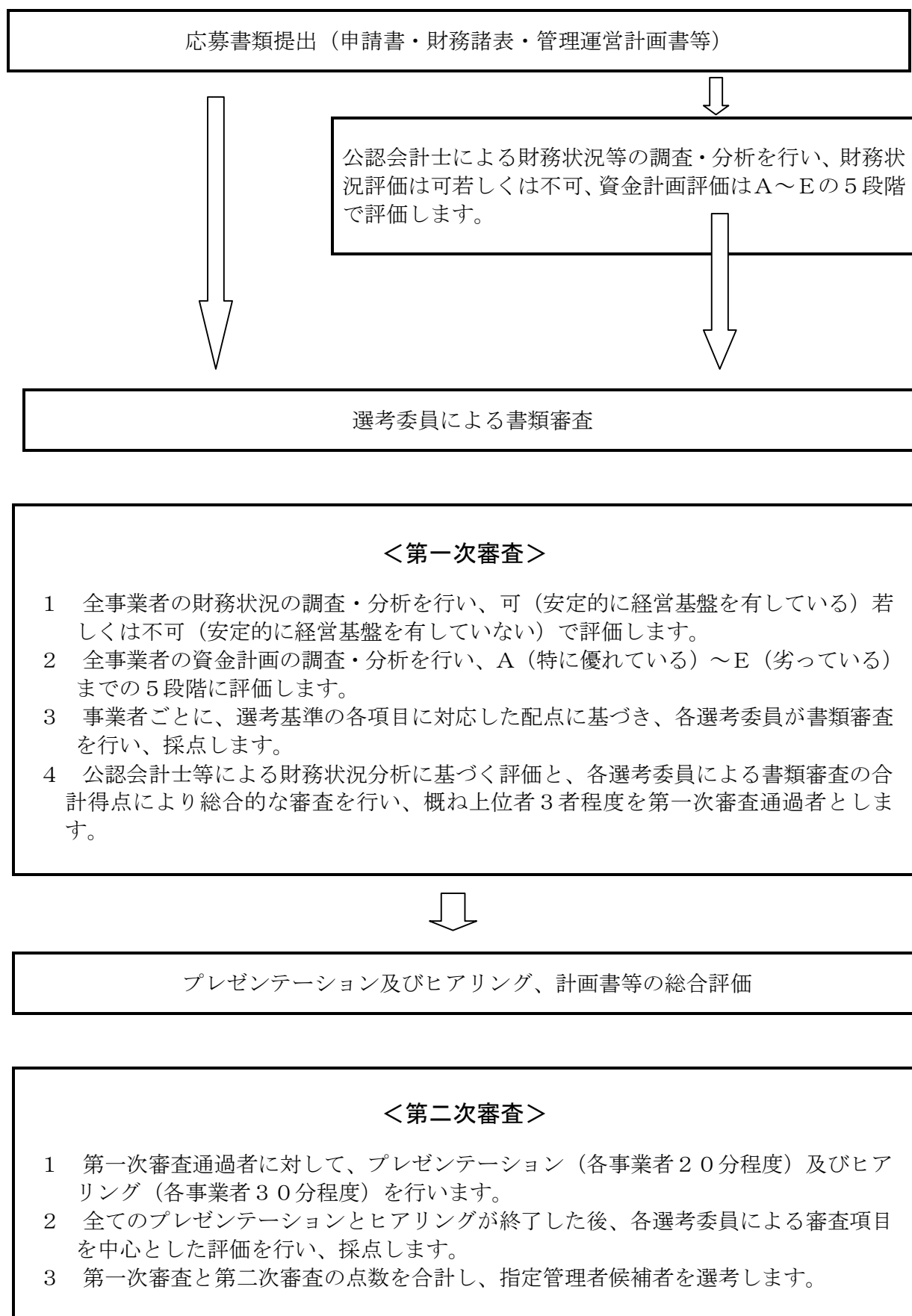
2 選考委員会の構成

委員長	千葉和義	お茶の水女子大学理学部教授
副委員長	堀二三雄	港区教育委員会事務局学校教育部長
委員	藤井千恵子	国士舘大学体育学部教授
〃	縣秀彦	国立天文台天文情報センター准教授
〃	山本隆司	港区教育委員会事務局学校教育部学務課長

3 公認会計士

平山友暁	Census Consulting 株式会社
------	------------------------

4 選考の進め方



5 選考委員会等の開催状況及び経過

(1) 第1回選考委員会

日 時 平成31年2月25日（月曜日） 午後3時30分～午後5時
場 所 港区役所 教育委員会室
議 題 委員の委嘱について
候補者の選考方法について
公募要項について
選考基準について

(2) 公募手続き

ア 公募要項説明会 平成31年3月20日（水曜日）
イ 申請受付 3月13日（水曜日）～令和元年5月10日（金曜日）
ウ 質問書受付 3月13日（水曜日）～3月27日（水曜日）
エ 質問への回答 4月10日（水曜日）

(3) 第2回選考委員会（第一次審査）

日 時 令和元年6月6日（木曜日） 午後3時30分～午後5時
場 所 港区役所 教育委員会室
議 題 応募事業者の財務状況等について
第一次審査（書類審査）
第二次審査の方法について

(4) 第3回選考委員会（第二次審査）

日 時 令和元年7月12日（金曜日） 午前10時～午前11時30分
場 所 港区役所 911会議室
議 題 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）
候補者の決定について

Ⅲ 選考対象者について

No	事業者の名称	所在地
1	トータルメディア・東急コミュニティーみなと科学館運営グループ	東京都千代田区紀尾井町3番23号 株式会社トータルメディア開発研究所内

Ⅳ 選考結果について

1 第一次審査

(1) 財務状況分析等について

公認会計士による財務状況調査分析等報告書に基づき説明がありました。

ア 財務状況評価

各法人より提出された財務諸表（決算報告）を基に、財務規模、収益性、安全性について、数値及び比率分析等により、安定的に継続して指定管理業務を行うことができるか否かを、可若しくは不可の絶対評価を行いました。

イ 資金計画評価

各法人より提出された資金計画書を基に、資金・収支計画の正確性、安全性、収支見込の妥当性、運転資金調達の確実性、事業計画との整合性、経費見積りの妥当性などについて数値及び比率分析により、A～Eの5段階総合評価を行いました。

(2) 選考基準表に基づく採点

選考委員ごとの評価した点数を合計し、全委員の採点した点数の合計による選考を実施しました。

順位	事業者の名称		財務状況 評価	資金計画 評価	合計点数 (1,000点満点)
1	トータルメディア・東急コミュニティーみなと科学館運営グループ			A	754
	株式会社トータルメディア開発研究所		可		
	株式会社東急コミュニティー		可		

※ 財務状況評価基準

可（安定的に経営基盤を有している）、不可（安定的に経営基盤を有していない）

※ 資金計画評価基準

A：特に優れている、B：優れている、C：普通、D：やや劣っている、E：劣っている

(3) 選考経過

各委員が候補者の提案内容の評価について意見交換を行いました。

事業者の名称	委員の意見
トータルメディア・東急コミュニティーみなと科学館運営グループ	・科学館等の事業実績も十分で出張展望会、学習支援など学校に対する事業も具体的で全体としては合格点を与えられる。 ・多くの施設を手掛けている実績があり、その経験を踏まえて星空ヨガなど具体的な提案がされていた。また、英語でのプラネタリウムの投影など港区らしい提案もあったので、全体的により良い提案だった。 ・年間目標利用者数の設定について、事業の提案内容良かったので、もう少し目標数を高くしてもよかったのではないかと思った。 ・気象庁に対する働きかけがあってもいいと思った。 ・常設展示物の解説員としてインタープリターという言葉を使っているが、どういう人がインタープリターになるかがわからなかった。 ・職員の確保や育成に対する考えと、開館準備の具体的な計画及び職員体制、気象庁との連携に対する考え方について詳しく聴いてみたい。

書類審査の採点の結果、一定程度の点数を得ていること、プレゼンテーションで確認が必要な事項はあるが、提案内容は申し分ないという点から、当該応募事業者を第一次審査通過者とししました。

2 第二次審査

(1) プレゼンテーション及びヒアリング

第一次審査通過事業者が20分のプレゼンテーションを行った後、管理運営計画書及びプレゼンテーションの内容に基づき30分のヒアリングを行い、選考基準により審査しました。

(2)採点結果

選考委員ごとの評価した点数を合計し、全委員の採点した点数の合計と第一次審査の合計点を合算し総合点数としました。

順位	事業者の名称	総合点数 (1, 500点満点)	第一次審査点数 (1, 000点満点)	第二次審査点数 (500点満点)
1	トータルメディア・東急コミュニティーみなと科学館運営グループ	1, 130	754	376

(3) 選考経過

各委員が第一次審査通過事業者の管理運営計画書及びプレゼンテーションの内容の評価について意見交換を行いました。

事業者の名称	委員の意見
トータルメディア・東急コミュニティーみなと科学館運営グループ	・気象庁や地域団体・企業との連携については、企画展や、サイエンスショー、絵画作品展、発明作品展など様々な工夫が見られ、良い提案になっていたのも、さらに粘り強く進めて欲しい。 ・プレゼンの中で担当者が責任ある発言、積極的にやっていくという意思が見て取れた。実績も安定感もあり、十分任せられる事業者だと思う。 ・施設運営の考え方について、常設展示物を定期的に更新するなど利用者満足を高めるための具体的な提案がみられた。 ・開設までの期間が限られているので、これからどれだけの人的確保が可能かというところが相当な努力が必要なのかなというを感じた。 ・区が求める危機管理の水準は満たしているが、首都直下型とか大災害が起こった場合、地域で混乱が予想される。気象庁の隣にたただいますでは済まないのも、具体的にシミュレーションし、どうサポートするのか今後仕組み作りをしっかりとって欲しい。 ・常設展示物の解説を行うインタープリターが本当にクオリティの高い人が雇用できるかどうかというのが心配。クオリティの高い人でなければ、学校の先生方の研修は難しく、今後事業者を指導していく必要がある。

V 最終選考結果について

最終選考結果

選考基準に基づく採点結果が、1,500 点満点中 1,130 点と約 7 割 5 分程度の高得点を
得ており、指定管理者として管理運営を行う上で一定の水準を確保できていると判断し、
選考委員会の総意として、「トータルメディア・東急コミュニティー みなと科学館運営グ
ループ」を港区立みなと科学館指定管理者候補者として選考します。

会 議 名	第1回港区立みなと科学館指定管理者候補者選考委員会
開 催 日 時	平成31年2月25日（月）午後3時30分から午後5時まで
開 催 場 所	教育委員会室
委 員	出席者 5名 千葉委員長、堀副委員長、藤井委員、縣委員、山本委員 欠席者 なし
事 務 局	港区教育委員会 松田教育指導課長、小林主任指導主事、齊藤教育企画担当係長、 教育企画担当 田邊
会 議 次 第	1 開会・挨拶 2 委員委嘱 3 委員紹介 4 委員長選出 5 議題 議題1 公募要項（案）について 議題2 第1次及び第2次審査基準（案）について 6 今後のスケジュール 7 閉会
配 付 資 料	（席上配付資料） 資料1 港区立みなと科学館指定管理者候補者選考委員会設置要綱 資料2 委員名簿 資料3 公募要項（案） 資料4 公募要項様式集 資料5 業務基準書一式 資料6 第一次審査選考基準・採点表（案） 資料7 第二次審査選考基準・採点表（案） 資料8 今後のスケジュール 参考資料1 港区立みなと科学館の概要 参考資料2 位置図・建物概要 参考資料3 港区立みなと科学館条例

会議の結果及び主要な発言

	1 開会・挨拶 (堀学校教育部長 開会の挨拶) 2 委員委嘱 (事務局より説明) 3 委員紹介 (全委員自己紹介) 4 委員長選出 (互選により千葉委員を委員長に選任)
委員長	5 議題 議題1 公募要項(案)について、議題2 第1次及び第2次審査基準(案)について
事務局	(配布資料についての説明)
A委員	業者が自ら企画することも大切だという話だが、時間帯は夜間になるのか。
事務局	夜はオフィスの方たちを集客するとか、昼間は学校中心など、夜間に限らず、土日も含めた色々な提案が考えられる。新たな施設なので魅力あるまちづくりということである方々もいると思っている。
A委員	例えば港区内の小中高生対象のコンテンツも企画に入るのか。
事務局	コンテンツはプログラムが大体決まっているが、実験室を使うとなればどんな実験を選択肢に入れるか、企画しなければならない。その際にどんな方を職員に迎えるかということも、例えば学校教育に詳しい方をお呼びしないと学習指導要領と違うものになるとか、その点が重要だと考えている。
B委員	渋谷のハチラボも指定管理者が運営しているのか。
事務局	ハチラボは、プラネタリウムとハチラボの所管が違うので、運営事業者が分かれている。指定管理者ではなく、外郭団体に運営を委託していると聞いている。みなと科学館はプラネタリウムや実験室全てを含めて、指定管理者に運営してもらう予定。
B委員	先ほどの説明ではプラネタリウムの中身は五藤光学にお願いし、運営は別の事業者がやるのか。
事務局	運営事業者をこれから公募する。番組作成等もオーダーしてつくっているが、実際にそれを運営するのはこれから選考する運営事業者になる。
B委員	五藤光学も公募に参加する可能性があるのか。
事務局	可能性はある。渋谷区のハチラボは、学校教育に詳しい方が中心となり、きちんとプログラムが組まれている。今回の科学館は指定管理業者なので、学校の元職員がいるかどうか、今の段階ではわからない。そういった方を雇うと企画提案にあると、それは採点対象となってくる。
B委員	それは相手の提案に寄るのか。
事務局	現在のところ、こちらから条件として特に指定をする予定はない。
	資料6に1次審査の選考基準採点表の採点に様式20で学校支援事業に関する運営計画の提案で求める。候補となる事業者には自由に計画を作ってもらい、それに対して各委員に採点してもらう。

C委員	今どこの科学館でも、来客だけでなく、アウトリーチで、学校や公民館等、地域に行って、活動するイメージを持っていたが、そうではなく、科学館内で学校対象にどうメニューを作るかということになるのか。
事務局	アウトリーチを提案することは事業者次第、どのように学校支援する拠点となるかというところを提案してもらえればと考えている。
C委員	採点する業務対象には含まれていないということか。
事務局	はい。科学館を利用する際にどう学校支援するかということなので、例えば科学館を利用することになれば、事前に学校と連絡して、科学館で行う授業や実験をどういうものにするかを教員と打ち合わせるとか、事前学習テキストを学校へ渡すとか、そういった企画は想定されると思う。その辺をどう考えているかを提案してもらおうということが今の段階でのものになる。 例えば、アウトリーチを科学館の事業として必ずやるべきだということであれば、そういった様式を追加して、採点項目を調整することも可能である。 アウトリーチをやるべきとの議論がこちらで出てくれば、提案対象とできるし、学校支援事業と合体でやるということでも構わない。わかりづらくて書きづらいという指摘があれば、それも修正できる。 学校関係者や知見者がいるとか、何か入れた方がよい項目があれば、項目を作って追加することもできる。例えば、学習指導要領に詳しい方を監修者として依頼して、連携しながらプログラムを作るという提案をしてくる場合もあるし、専門的な理系の大学を出ている方を職員として雇用している場合もある。また、これを機に学校の元職員を雇用する場合もある。どれか絶対でなければいけないと決めるのではなく、どういう提案をしてくるか審査するしかないのかなという思いでいる。
A委員	先ほどのアウトリーチはいれるべきか。
C委員	資料5の業務内容4番を見ると、想定はしてないというか、項目は入ってないので、設置者側の考え次第だと思う。他の市や区によっては、その科学館にくるのに距離なり電車の便なりの関係で、そこに外向くことを前提として設置してるようなケースがある。港区の場合は、地下鉄を降りてすぐなので、出ていく必要がないという前提かなと伺った次第である。
事務局	アクセスは比較的良い方だが、一方で官庁街がすぐそばなので、早い時間に子どもたちが地下鉄に乗って来るのはなかなか難しいという面もある。ただ、新しくできる科学館でプラネタリウムホールがあって、気象庁と併設という色々な魅力と強みがあるので、まずは新規の施設に足を運んでももらいたいという思いである。アウトリーチというよりはいかに来てもらうかをずっと考えており、実際に学校等に出向いてほしいという意見があれば、検討の余地はあるのではと考えている。
D委員	まず来てもらうことが大事というところで、話があったが、まず館内でできることを充実させ、今後、学校や幼稚園のニーズを調査していく必要があると思う。今の段階では、利用率を上げていくことを前提に考えるのはどうか。
委員長	まず本体を充実させるところに集中し、議論進めようと思う。
B委員	実験器具はかなりのスペースを使うと思うが、ものが増えたり、新しいものを展開したりするときに、バックヤード的な場所はどのように考えているか。
事務局	資料では、実験室全体がオレンジ色になっているが、実はこの後ろ側にバックヤードを用意している。
事務局	また2階プラネタリウムホールは、下3分の1ぐらい全てバックヤードで、他にも

	いろいろな使い方ができる。
B 委員	構想に飽きがくれば展示を入れ替えるとか、予算的なことも含め、どのレベルで考えているかを業者に提案してもらう方がいいのではないか。常設展示について書くところがあるが、イメージを図示か何かしているのか。
事務局	常設展示はトータルメディア開発研究所、プラネタリウムは五藤光学研究所とそれぞれ契約を結んでいて、科学館全体を運営する事業者をこれから選ぶということになる。展示物をどういうペースで更新し、今まで使っていたものをどう保管するのか、聞いてみるのもひとつの手だと思う。
事務局	多目的ロビーに展示パネルが幾つか置けるので、常設展示とあわせてパネル展示を定期的に展開するという発案があればそれは評価していくべきだと考えている。こちらのバックヤードにしまうのか、それとも業者が持ってくるのか、それも提案の一つになる。
B 委員	資料の赤い枠の中だけの話になるのか。
事務局	はい。いろんなところで持ち回りするようなものを最初から持っている業者はここで展開するというような強みとして出てくる。
事務局	いろんなところで運営を手がけているところであれば、この科学館のバックヤードに、という考えにはならない可能性もある。
A 委員	企画展示の収入は、この運営事業者がとれるとか、自主事業と企画展示事業とはどのような関連があるのか。
事務局	自主事業は、自分たちの経費で行い、指定管理料としてこちらから支払いする以外の収入になる。あくまで、指定管理事業をしっかりとった上で、プラスアルファで施設を盛り上げるための企画を、自らの経費でやるものになる。自主事業に力を注ぎ過ぎて本来やるべきことがおろそかになる恐れがあるようでは、それは採用できないということになる。
A 委員	自主事業をどの程度盛り込むべきか、ある程度指針がないとよくわからないと思う。自主事業をやらずに企画展示とか基本展示にたっぷり使った方がいいのか。
事務局	常設展示コーナーは、なかなか模様替えができないので、新たな企画を立てるというのは非常に難しいところになる。プラネタリウムも料金が決まっているので、その範囲となり、それ以上設けることはできない。ただ、実験室の利用についてはこちらで規定をしていない。
A 委員	実験室なら可能なのか。
事務局	メインは実験室になる。実験室で、収入となりそうな企画が、自主事業として成り立つかと思う。ここのバランスをどうとるかが非常に難しいし、業者もそのノウハウがあるかないかでも難しいところだと思う。
E 委員	提案事業というベーシックな部分は、港区の子供たち向けにどのような運営をするかというとても大事な部分だと思うが、それ以外の自主事業は、子供たち対象でなく、地域の方が来てもらうような提案をしても良いのか。できれば継続して一定の来館者数が見込めるよう、実験室に限らずプラネタリウムを使う可能性もあると思う。
	その場合、そのプラネタリウムを使うということに関して、事業者は使用料を区に對して払わなくていいのか。
事務局	はい。指定管理者や区が利用する場合、基本的に条例上は料金を徴収する対象にはなっていない。
A 委員	自主事業だと言って、すでにあるコンテンツを使って、夜だから 3,000 円取るみた

	いなこともあり得えるのか。 事務局 基本的に自主事業をやる場合は区と事前に協議をするので、そこは事前に止めることができる。プラネタリウムの特別投影の上限を2,000円と規定しているので、そこで自主事業として3,000円を徴収する事業をやるとなると混乱をきたしてしまう。 A委員 有名人を呼んで数分話すだけで、コンテンツはほとんどプラネタリウムで、みたいなこともありなのか。 事務局 理論上は可能だが、区と協議のうえ、決定というところが縛りであって、あまりにも逸脱しているようなものであれば、どうかということになる。 A委員 そこは考えて採点する必要があると思う。 事務局 例えばクリスマスやバレンタインなど、少し高額でも払ってくれそうなものを企画する分にはいいが、苦情になりかねないようなものは区としては認めづらい。ただ例えばプラネタリウム2,000円、実験室1,000円のパッケージでやるとなった場合は3,000円でも良いだろうというふうに判断していくのは我々の業務になってくる。そのバランスが難しいと思う。アイデアはあまり潰したくないが、区民におかしいと思われるようなことはやって欲しくないで、そのバランスを取って欲しいという難しさがある。 C委員 実験室は何人座れるのか。 事務局 40人から60人くらいになる。 C委員 今日の資料は、非常によく練られていて、特に大きく違和感など変更しなければならぬという意見はない。確認だが、公募する際どれくらいまで業者にお伝えする予定か。五藤光学研究所が作ったプラネタリウムの番組一覧を持っていないと、何が足りないとかどうすれば面白いとかかわからないし、常設展示物も何があるか分からないと思うが、その辺はどのように情報提供するのか。 事務局 本来であれば現地の見学会を開催したり、これまでの実績を出すのだが、今回全くの新規で工事中の施設のため、そういったことができない。今契約している事業者と協力しながら、資料を提示できるものは出そうと考えている。 D委員 次の審査方法について、プレゼンの時にどういった方に来てもらうとか、その辺のことは今回詰めるのか。 事務局 詳しくは2次審査に進む事業者に通知をする際に、プレゼンについての案内をする。 D委員 案内の前にこの委員会で決めるということによいか。 事務局 はい。 E委員 資料5-2(2)に、一般投影の解説員による生解説とある。これは資料3、5ページの「必ず職員を1名以上充てること」に含むのか。 事務局 プラネタリウム運営職員というのは、必ずしも解説員ということではない。投影する際には、専任の方でなくて構わないが、一定の技量を持った方に解説をつけてもらえるようにとこの仕様書に入れている。 E委員 職員体制の中に組み込んでいないということか。 事務局 はい。 例えば幼児向けのプログラム時に子供向けの番組の声優を呼んでくるとか、声の特徴をどのような企画でやるかということも我々は審査したいと考えている。 E委員 実際に解説員がいるところと、いないところだと全然雰囲気違ってくるので、すごく大事なところだと思う。一般投影でも必ず生解説となると、ほぼ毎日常駐すること
--	---

事務局	になるし、職員体制のどこかに組み込んでもいいんじゃないかと思うが、どうか。 番組によって解説員も変わると思うので、プラネタリウムを投影する時に誰かしらいてくれば良いと考えている。こちらの職員体制のところでは今のところ触れていない。
事務局	何かあっても対応できるようプラネタリウムの装置を動かせる職員は、必ず1名以上確保したいが、解説員に関しては専属と決めなくても、例えば風邪をひいて休んだ時に他の人がやっても構わないと思っている。
A委員	施設内は飲食禁止だと思うが、実験の際に、味を感じながらといったコンテンツがあるかもしれないが、この辺はどうか。
事務局	保健所がクリアできれば問題ないと思う。ただ、食べる目的ではなく、実験の結果を確かめる目的の単なる味見は良いと思う。
事務局	庁舎なので基本的に館内は飲食禁止になると思うが、カフェスペース的なテーブルや自動販売機が施設内に入る予定なので、実験室でも柔軟に対応できればと考えている。
B委員	指定管理5年間の金額は最初に提示するのか。
事務局	金額は提示をしない予定である。というのも指定管理者を決めて、議会の承認をもらった後に、事業者と契約するための予算を要求するので、現在、あらかじめ提示できる予算も枠組みも決まっていない状況である。
B委員	正規職員以外にも契約職員やパートなど、いろいろな方を含めて人件費が発生するが、光熱費等は港区が払うのか。
事務局	光熱水費も指定管理者が支払うことになる。
B委員	となると、やはりどのぐらいの枠内で考えているか言わないといけない。我々は良いものに評価するが、その業者が本当にやれるかというのは別問題である。実はできませんとか、想定した金額と違うのでやりませんとトラブルのもとのような気がする。
事務局	提案の際に、指定管理料として年間の見積額を書類の中に入れてもらい、それも含めて採用する。この金額以下で収めてくださいということをこちらから提示するような枠が今決まってないような状況である。
B委員	金額はどこに書くのか。
事務局	様式10の資金収支計画書に、平成32年度から平成36年度までの経費を書いてもらう。 こちらは別途、公認会計士が事業者の財務状況分析と合わせて資金計画の分析を行う。それをAからEという形で評価する形になるので、今回の選考委員会の評価の一次200点、二次100点というこの300満点の中には入っていない項目になる。
B委員	審査した結果、資金計画の分析や財務状況で厳しい場合はどこでどういうふうに考慮される仕組みになるのか。
事務局	その部分に関しては2次審査の書類が出された時、6月に予定している会議に公認会計士も場合によって出席し、分析状況の話を聴く機会を設ける。
B委員	二次審査の場合は点数だけでなく、点数を参考にそういう情報もそろえて総合的に判断をするということか。
事務局	そのとおりである。
E委員	気象庁との合築の施設というところが一番の売りなので、その部分でもう少し配点を上げるような仕組みが考えられないか。2次審査の①と④が似通っていて同じよう

	な評価になりそうな気がする。例えば③と④の配点を入れ替えるとかちょっとした工夫があると、港区ならではの科学館の運営というところがより高く評価できる。
事務局	気象庁の本庁舎と一緒になるということと、気象科学館が併設することが、区内の学校の誘致にとどまらず、近隣自治体や全国から来場する強みの一つになるかと思う。そういった意味では2次審査の③と④の配点を逆転することも、了承されれば、そのようにする。
C委員	色んな科学館を見てきたが、うまくいっている科学館の特徴は、設置者側と指定管理者側のお互いの関係の良し悪しによって決まる。指定管理者を選んだ後の運営体制がもう少しよく見えると、指定管理者側も何までやっていいかとか、区が相談のってくれるかとか、それは極めて大事なことだと思うが、いかがか。
事務局	まだ確定はしていないが、教育センターに教育指導課が入る予定なので、文書の報告だけではなく、どういう事業を行っているか区の職員が常に見ることができる。また、学校での利用の満足度を図っていくと、調査をするとか、そういうことも含めながら事業者と協議をしていく体制をとっていきたいと考えている。
C委員	何人ぐらいの職員の方が業務に当たるのか。
事務局	課長と施設長が直接やりとりをする仕組みとなる。しかし課長がすべて見れるわけではないので、指導主事という学校の元教員が、月に何回か様子を観察するという体制かと思っている。
C委員	基本的には学校教育がメインの仕事としての位置付けか。
事務局	それだけでなく、どういう世代の子たちが来ているのかとか、その時ふさわしいような安全管理がなされているのか等、報告書では見えない部分があるので、直接見て確認をする。
C委員	5年間ほっとくのではなく、定期的に評価をして、自己点検をさせて、外部の評価委員なりを作って回さないと、指定管理者だけでは動かない。
	また、港区の特徴として外国人や日本語が読めない方もたくさん来る。多国語対応を評価項目に入れておくと、業者側がちゃんと構えてくれるので、必要であれば項目に入れた方が自然かなと思う。
事務局	プラネタリウムは2ヶ国語対応で補聴器補助システムをつけるという形で契約に入っている。ただ、それに加えて、例えばこの時間は英語での生解説が聞けるといった提案は存分にあり得るので、様式も含めて調整する。
C委員	そこは対応しておくで港区の評価が上がると思う。
B委員	学校向けのイメージはだいたいつくが、一般向けの科学講座やサイエンスショー等の各種イベントがどういう規模で考えているか興味がある。大使館も多いし、インターナショナルスクールの子たちもいる。一般向け講座と学校の間ぐらいの人たち、或いはその保護者なども視野に入れるといいのではないかな。事業運営の④から⑧までの規模やイメージをどのくらい持ってくるのか見どころかと思う。
事務局	展示の解説等は二言語の対応になる。二言語以上になると、こちらの想定としてはパンフレット等を韓国語と中国語も含めて準備する予定である。建物の主だったところのサイン表示は4ヶ国語で対応する仕様だが、運営部分でどこまで求めていくか、また、どういう提案をもらうかとかいう部分に関しては、もう一度こちらで整理して、項目として可能であれば追加したいと思う。
B委員	修学旅行の学生や、そういう子たちの実験教室とかもありか。
事務局	事前に申し込みできる優先順位があり、区内の学校と被らなければ団体利用できる

B 委員 事務局	ように計画をしている。 利用料の減免制度などあるのか。 例えばプラネタリウムホールの貸切は 1 コマにつき 5 万 8,000 円かかるところ、区内の学校であれば無料で、区外の学校であれば半額でと考えている。プラネタリウム以外の施設は無料となる。
B 委員 事務局	そういう情報も指定管理事業者に提示されるか。 説明会の中で細かく触れていくことになる。例えば港区にはインターナショナルスクールが幾つかあるということで、英語でサイエンスショーを定期的にやるという企画をしてきたら、その方達は港区向けに営業してくれているということで、それも評価対象として考える。あえてやってねと言うのも一つの手だと思うが、そこは説明会のときに、港区の特色として触れていくことも考えていきたい。
事務局	県委員からご指摘いただいた指定管理者と区側との連携ということで、公募要項の 25 ページにモニタリングの実施ということで、毎月業務実績報告をしてもらう。また、指定管理期間中の第三者評価の実施ということで、一定のチェック機能がある。また、4 階に教育センターが入り、ここが科学館の所管課となるので、連携はとりやすい施設になろうかなと考えている。
委員長	ほか、意見がなければ、本日の審議での意見をもとに公募要項、第一次、第二次審査表を修正する。最終的な文言の調整については、委員長に一任ということでよいか。
一同 委員長	異議なし 本日の意見を踏まえ事務局には公募開始について作業を進めて欲しい。
	6 今後のスケジュール (事務局より説明)
	7 閉会
委員長	第 1 回港区立みなと科学館指定管理者候補者選考委員会を終了する。

会 議 名	第2回港区立みなと科学館指定管理者候補者選考委員会
開 催 日 時	令和元年6月6日（木）午後3時30分から午後5時00分まで
開 催 場 所	教育委員会室
委 員	出席者 5名 千葉委員長、堀副委員長、藤井委員、縣委員、山本委員 欠席者 なし
事 務 局	港区教育委員会事務局学校教育部 松田教育指導課長、小林主任指導主事、指導支援係齊藤副係長、 指導支援係野口
その他	平山公認会計士
会 議 次 第	1 開会 2 議題 議題1 財務状況等分析結果について 議題2 第一次審査集計結果について 議題3 第一次審査通過事業者の決定について 議題4 第二次審査基準について 3 今後のスケジュール 4 閉会
配 付 資 料	（席上配付資料） 資料1 財務状況調査・分析報告書 資料2 資金計画調査・分析報告書 資料3 第一次審査集計表 資料4 第二次審査選考基準・採点表（案） 資料5－1 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）の方法について 資料5－2 第二次審査の実施に関する留意事項 資料6 第1回港区立みなと科学館指定管理者候補者選考委員会会議録

会議の結果及び主要な発言	
委員長	1 開会 (委員長 開会の挨拶)
委員長	2 議題 議題1 財務状況等分析結果について
公認会計士	公認会計士が報告書に基づき報告 財務状況分析 (総合評価) A事業者: A-1社(可)、A-2社(可) 資金計画分析 (総合評価) A事業者:A
委員長	何か意見、質問等はあるか。
D委員	基本的には問題ない事業者ということが見て取れる。財務状況分析の総資産回転率の項目が2点、手元流動性比率が2点や1点と低い評価となっているが、問題はないのか。
公認会計士	流動性比率が高いが、事業規模としては小さい企業や事業規模は大きい利益が低い事業者もある、全ての観点で高い評価となる事業者というのは難しいので、そのために複数の観点を設定して、総合的な判断をしている。総資産回転率や手元流動性比率が確かに他と比べて少し弱みではあるかもしれないが、全体としては問題ない事業者と判断した。
委員長	財務状況分析、資金計画分析の報告については以上でよいか。 全委員了承 公認会計士退室
委員長 事務局	議題2 第一次審査集計結果について 事務局から審査票集計結果を報告。 A事業者:753点。
委員長	採点の結果について、各委員から講評をいただきたい。
B委員	今回応募が1社だったが、資料から実績も十分で出張展望会、学習支援など学校に対する事業も具体的で全体としては合格点を与えられる。気になった点は、苦情があったときの具体策。また、ボランティアの募集について、確保の方法や質をどう担保するのか。それから、教員に対する支援方法については、教員の時間がない中で科学館に来て研修をするという方法はかなり工夫しないと実現できないのではないかと 思われる。
C委員	全体としてはほとんど合格点で、事業者が不適切だとはまったく思わない。その中でも気になった点としては、職員の確保や育成に対する考えと、開館準備の具体的な計画及び職員体制。気象庁との連携に対する考え方。それから、安全対策危機管理について、必要なことは書いてあるが一般的であった。
D委員	多くの施設を手掛けている実績があり、その経験を踏まえて星空ヨガなど具体的な提案がされていた。また、英語でのプラネタリウムの投影など港区らしい提案もあったので、全体的により良い提案だったと思う。ただその中で難を言えば、安全対策とか危機管理の面についての記述が一般的な記述になっている。それから職員体制、勤

	務体制についても、若干人が多いように見受けられた。障害者の雇用についても具体的な内容が乏しかったが、いずれにしても全体的にはよくできた提案だった。
E 委員	各項目とも具体的な記述が多かったので、全体的に良い評価となった。その中で気になった点としては、年間目標利用者数の設定について、事業の提案内容は良かったので、もう少し目標数を高くしてもよかったのではないかと思った。気象庁と同じ建物にある日本で唯一の科学館だと思うので、それを生かして数年後でも多くの人に来てもらえるような施設になればいい。
A 委員	常設展示物の解説員としてインタープリターという言葉を使っているが、どういう人がインタープリターになるかがわからなかった。事業者との連携についてどこまで実現可能なのかは聴いてみないとわからない。年間目標来館者についても教育機関の来館者数と一般来館者数を分けて予測してもらいたかった。また、気象庁に対する働きかけがあってもよいと思った。
委員長	その他、採点内容等について意見・質問はないか。 各委員から意見を伺った。これを受けて、点数を修正されたい委員は事務局に報告願う。
	(修正あり)
事務局	再集計し、集計結果を報告。
	A 事業者：754 点
委員長	第一次審査集計結果については確定とする。
委員長	議題 3 第一次審査通過事業者の決定について 応募事業者財務状況分析等及び第一次審査集計結果に基づき、第一次審査通過者を「A 事業者」としたいと思うがいかがか。
	全委員了承
委員長	それでは、A 事業者について第一次審査通過とする。
	議題 4 第二次審査基準について
事務局	事務局から説明
D 委員	事業者には今日の審議で意見が出たことを予め事業者に伝え、基本的にこれを中心
	に話すようにと示せるものがあつた方がいいのではないか。
B 委員	書類ついては一通り読んでいるから、書いてあることを聴くよりもこちらが聴きたいことが聴ければいい。
C 委員	聴きたいことは事前に伝えたほうが実のある議論になる。安全対策危機管理についても聴きたい。SDG s の取組についてみなと科学館もそういった趣旨を入れる必要があるなら何に対応するのか押さえておく必要がある。
委員長	第二次審査については、審査ポイントや本日出た意見を予め事業者に通知し、それを踏まえての提案を受けるということでよいか。
	全委員了承
委員長	3 今後のスケジュール
事務局	事務局より説明
	4 閉会
委員長	第 2 回港区立みなと科学館指定管理者候補者選考委員会を閉会する。

会 議 名	第3回港区立みなと科学館指定管理者候補者選考委員会
開 催 日 時	令和元年7月12日（金）午前10時から11時40分まで
開 催 場 所	区役所9階911会議室
委 員	出席者 5名 千葉委員長、堀副委員長、藤井委員、縣委員、山本委員 欠席者 なし
事 務 局	港区教育委員会事務局学校教育部 松田教育指導課長、小林主任指導主事、指導支援係齊藤副係長、 指導支援係野口
会 議 次 第	1 開会 2 議題 議題1 第二次審査の実施について 議題2 第二次審査採点表集計結果について 議題3 港区立みなと科学館指定管理者候補者の決定について 議題4 その他 3 閉会
配 付 資 料	（席上配付資料） 資料1 第二次審査採点表 資料2 第一次審査結果表集計表 資料3 第一次・第二次審査集計表（集計後配布） 資料4 第2回港区立みなと科学館指定管理者候補者選考委員会会議録
会議の結果及び主要な発言	
委員長	1 開会 （委員長 開会の挨拶）
委員長	2 議題 議題1 第二次審査の実施について
事務局	・事務局からスケジュールを説明
A事業者	・プレゼンテーション（20分） ・質疑応答（30分程度）
D委員	館長と施設長の役割について説明して欲しい。
A事業者	グローバルな視点で科学館の方針を決めてもらうため、館長に対外的に研究機関、民間企業等と連携や外部有識者との意見交換に力を発揮していただきたいと考えて

	いる。それとは別に科学館の日常業務の運営については施設長の役割とし、館の運営のコントロールに当たるといのが、考えている２トップの考え方になる。
D委員	インタープリターについては、職員体制のどこにあたるのか。
A事業者	インタープリターは教育普及のチームに配属を予定している。さらに、より魅力ある運営を行うために、地域と連携を行う広報連携のチームにも配置ができればと考えている。
D委員	サイエンスナビシステムは狭隘な科学館のどこに置くのか、また、科学館の規模に合うのか。
A事業者	サイエンスナビシステムは、科学の情報をより深く調べたいという来館者の要望に対して、科学番組や情報誌を連想検索という技術を使い、自分が見たい情報に限りなく近いものが、紐づけられる仕組みである。展示室の中に置くのは厳しいかもしれないので、場合によってはロビーなど他の場所を検討したい。大きめのモニターを設置して、1人当たり時間を制限するなど、多くの人に対応できるように配慮したい。
D委員	インタープリターについて詳しく説明をして欲しい。
A事業者	インタープリターは、常設展示物の展示解説を行うコミュニケーターになる。インタープリターは来館する全ての人に対し、その人に合わせて科学の面白さを伝えていくことを目的としている。また、学校団体の来館時の講座や実験で学びのサポートも行う。基本的に教育普及チームがインタープリターの役割を担う予定。理想としては、インタープリターだけでなく、科学館に関わる職員全員が色々な形で、利用者の学びをアシストできればいい。
A委員	インタープリターは資格や経歴が必要なのか。また、指定管理期間を考えて任期としては5年になる。それで十分なその能力を担保できるのか。
A事業者	インタープリターとなる人材の確保は、私どもの運営している館からの人選を考えている。できれば、大学等でサイエンスコミュニケーションに関する講座を履修している人材、それから理科系の学芸員の資格を持っている人材を考えている。ただ、そういった資格だけではインタープリターの役割としては不十分なので、採用後、職員のスキルアップに繋がる研修を行っていきたい。
E委員	プラネタリウムのオリジナル番組は無料提供となるのか。
A事業者	基本的には無料。ただし楽曲や一部の著作権について別途費用がかかるものもある。
E委員	学校支援事業に関して、なぜ1日当たり最大3学級までなのか。港区の場合1学年で最大7クラスある学校もある。そういった学校の受け入れをどう考えるのか。
A事業者	プラネタリウムの席数に考えると1回当たり受け入れ可能なクラス数が最大3クラスまでになる。7クラスの場合、3回転投影を行わなければならないので、昼食場所の確保などが課題になる。午前中の時間で学習を終え、昼までに戻りたいという学校の要望もあるかと思うが、同施設の教育センターと相談し、学校の負担とならないよう進めていくことができればと思っている。
E委員	マス媒体への売り込みをどのように行うのか。またSNSでどのくらいフォロワーを獲得できる見込みなのか。
A事業者	費用対効果を考えて特に来館が想定されるエリアに新聞広告を載せたいと考えている。みなと科学館オープンだけでなく、開業に関連するイベント等の内容も一緒に掲示するのが、効果が高いと考えている。SNSのフォロワー数の見込みは、現段階での検証はできていない。科学館に一度来場した人が、さらに興味関心を持ち、また

	利用したいと思える内容をSNSに上げていきたい。見込数については指定管理者として決まれば具体的な内容も含めて回答したい。
E 委員	目標来館者数が非常に少なく感じる。課題があるとすればどういったものがあるのか。
A 事業者	プラネタリウムの利用者数、それから常設展の利用者数をそれぞれ計算、合算し利用、年間約10万8,000人から12万人の利用者数を算出している。算出については、全国の同様の科学館の統計データを使っている。算出に一番影響があるのは、展示室の面積、周辺の子どもの人口である。今回の施設の場合、そういったことで不本意ながら少し低いデータとして提示となっている。ただし、今回の算出では気象科学館利用者の人数は含まれていない。気象科学館が年間2万人程度の来場があると聞いているので、相互利用を想定すると2万人程度の利用者が追加となると思われる。
E 委員	今年10月の区民まつりでのプレイベントについて、時期がかなり迫っているが職員体制をどう組む予定なのか。
A 事業者	10月早々では、来年4月から働く職員が雇用されていない可能性があるため、本社の職員が対応する予定である。まずは、科学館のチラシを作ってPRしていくことが重要。区民まつりは集客力のあるイベントであり、そこで科学館のPRを効果的に行うのが一番良いと思っている。
C 委員	自己点検や外部評価をどのように設置者に対して反映をさせていくのか。
A 事業者	指定管理なので、計画した内容に対して、何を何回実施してどれだけの利用者数があったというのは、数値的な報告ということで目標を立てている部分に対して達成したかという話があると思う。一方で、利用した人たちの満足度をどうやって抽出するか。個々のプログラムや講座に関しては、アンケート調査を実施する予定である。常設展やプラネタリウム利用者については、年間1回か2回アンケート調査を行い、利用者の満足度をはかっていきたい。
C 委員	科学館は気象庁と一緒に設置されているので、例えば大災害が起こったときに、多くの人がこの施設に情報や支援を求めて来ると思う。気象庁とは、どういう仕組みを作り、地域という点と情報の提供で連携していくのか。
A 事業者	気象庁に対して来館者は、防災知識に対して有益な情報を得たいというニーズがあるというふうに考えている。サイエンスカフェで気象予報士会に入ってもらい、自然の見方を教えるカフェを設けたり、気象科学館の展示に関しても、大雨や地震の動きを再現する展示物があるので、それを第1に見てもらいたい。基本的には、気象庁と連携して、科学館を利用する方に気象庁のよさを体験してもらいたい。また、災害発生時には、気象庁は災害の情報発信する立場で手一杯になるので、対応はしきれない。科学館の立場で問い合わせがあった場合は、気象庁から発信された後の情報をどのように提供するかということになると思う。間違った情報は、提供しないことを大原則として、確認できる情報を正確に伝えるべきである。東日本大震災時に運営していた施設が避難指定ではなかったが、多くの帰宅困難者が発生し、その施設に人が押し寄せたという事例があった。施設内の防災担当者や責任判断をできる者が集まり、何ができるのか議論し対応したが、安全な場所の確保と提供をした経験がある。災害は起こって欲しくはないが、起きた場合は、それに近い対応をする必要があると考えている。また、今回の体制としては、構成団体が科学館施設の入る建物のPFI事業者で維持管理担当として建物をサポートする立場にあり、災害時の事前準備体制を構築していくことが可能と考えている。

C委員	科学館全体のコーディネートについて、どう連携を組んでいくのか。館長が具体的なコーディネートやプロデュースまでできるわけでないと思うので、誰がどう取り組んでいくのか。
A事業者	館長1人に全部任せることはできないと思う。基本的には、本社のチームがバックアップやフォローを考えている。
B委員	これまで施設運営を行ってきた中で、課題を3点程あげて欲しい。
A事業者	運営をする中で、大きな施設の思いとして、こうありたい、施設をこうしたいという目標を立てる。これをスタッフにどれだけ浸透させて、一つのチームとしてやっていくのかというところに、時間と手間がかかり、やり切れれば素晴らしいチームができるが、顔を合わせる時間が足りなかったりすると、多少の温度差が出てくる。全てを100%にすることは難しいが、その中でも、絶対外せないところをどうやって職員で共有していくのが、今までやってきて一番の課題である。2点目は、安全の部分。ベテラン職であっても、手をけがしたり、そういったことが起きる可能性がある。使い慣れた機器を扱っていたとしても、油断があると危機につながる。安全については尽きることのない課題である。3点目は、指定管理の施設は5年、10年を見越して、人を育てていく必要がある。科学館で経験したことで、どのように人が変わっていくのか、それをどこまで追えるのか、単に学力上がったとかいう話でもないで、その人の持っている力や新しい力の目覚め、何が変わったのかといったところを、長期的にみていく。それを1事業者が5年間でどこまでできるのかといったことに関しては、課題はあると思う。長い目線で見ることができれば挑戦していきたい。
A委員	館長と施設長はどちらが最終的な責任をもつのか。
A事業者	現場の管理に関しては、施設長が常勤で勤めるので、その範囲で責任を取るというふうに考えている。館長の役割については、館の大きな方向性と連携先の顔をつなぐこと。最終的に連携や大きなビジョンの確認は、本社で判断し、責任を持って対応していきたい。
委員長 事務局	これで質疑応答を終わります。ありがとうございました。
委員長 事務局	・第二次審査票の集計
委員長 事務局	議題2 第二次審査採点表集計結果について 事務局から審査票集計結果を報告。 ・第二次審査集計結果 A事業者：376点 ・第一次・第二次合計集計結果 A事業者：1,130点
委員長 B委員	採点の結果について、各委員から講評をいただきたい。 組織として取り組んでいく姿勢が見受けられた。開設までの期間が限られているので、これからどれだけの人的確保が可能かというところが相当な努力が必要ではないかなということを感じた。気象庁や地域団体・企業との連携については、企画展や、サイエンスショー、絵画作品展、発明作品展など様々な工夫が見られたので、さらに粘り強く進めて欲しい。全体的に見て、それぞれの部門から何とか実現に向けようという意欲が感じられた。
C委員	科学館には、企業や大学等の連携先を拡大しながら連携先同士が交流できるようハブとなって欲しい。科学館という箱物だけでなく、様々な主体が連携し、それぞれの

	自主的な活動をうまく連動させていくような大きな試みも描かれているので、科学館がコアとなり、よい人材を投入してうまく進められるように努力してしてほしい。 区が求める危機管理の水準は満たしているが、首都直下型とか大災害が起こった場合、地域で混乱が予想される。気象庁の隣にたいては済まないもので、具体的にシミュレーションし、どうサポートするのか仕組み作りをしっかりとしないといけない。
D委員	プレゼンの中で担当者が責任ある発言、積極的にやっていくという意思が見て取れた。実績も安定感もあり、十分任せられる事業者だと思う。今後指定管理者とよく話し合い、祖語がないように運営してもらいたい。
E委員	施設運営の考え方について、常設展示物を定期的に更新するなど利用者満足を高めるための具体的な提案が見られた。また、真摯に取り組む姿勢と意欲についても全体的に感じられた。気象庁や様々な企業との連携についてもよい提案になっていた。
A委員	プレゼンテーション内容、質疑への対応を踏まえ、全面的に合格点。常設展示物の解説を行うインタープリターが本当にクオリティの高い人が雇用できるかどうかということが心配、クオリティの高い人でなければ、学校の先生方の研修は難しく、今後事業者を指導していく必要がある。
委員長	議題3 港区立みなと科学館指定管理者候補者の決定について A事業者を港区立みなと科学館指定管理者候補者に決定することでよい。 全委員了承 港区立みなと科学館指定管理者候補者は、A事業者とする。
事務局	議題4 その他 事務局から今後のスケジュールについて説明
委員長	3 閉会 第3回港区立みなと科学館指定管理者候補者選考委員会を閉会する。

**港区立みなと科学館
指定管理者公募要項**

**平成 31 年 3 月
港区**

目次

I	施設の概要	1
1	指定管理者制度導入の趣旨	1
2	港区立みなと科学館の設置目的	1
3	港区立みなと科学館の概要	1
	(1) 名 称	1
	(2) 所在地	1
	(3) 施設規模等	1
	(4) 開設年月日	2
	(5) 開館時間・休館日	2
	(6) 利用区分	2
	(7) 使用料	3
4	指定期間	3
II	指定管理者が行う業務	4
1	事業運営	4
	(1) 基本事業	4
	(2) 提案事業	4
	(3) 自主事業	4
	(4) 職員体制	4
2	施設の維持管理	5
	(1) 施設の維持管理業務	5
	(2) 安全・安心に関する業務	5
3	管理運営の基準	6
	(1) 関係法令の遵守	6
	(2) 区が定める指針等の遵守	6
	(3) 再委託の禁止	7
	(4) 地域との連携	7
	(5) 多言語対応	7
	(6) 区と指定管理者の役割分担及び管理責任の分担	7
4	運営経費に関する事項	9
	(1) 指定管理料の支払	9
	(2) 備品購入の取扱い	10
	(3) 収入	11
	(4) 銀行口座の開設	11
	(5) 損害賠償保険	11

(6) その他.....	11
Ⅲ 選定手続.....	11
1 公募の手続・手順.....	11
(1) 申請者の資格	11
(2) 複数の団体による共同申請.....	12
(3) 公募の日程.....	13
(4) 公募説明会.....	13
(5) 申請書類の提出.....	13
(6) 計画書類の提出.....	17
(7) 提出書類に関する留意事項.....	19
(8) 応募に関する留意事項.....	20
(9) 質疑の受付及び回答	20
(10) 提出書類の受付.....	21
2 指定管理者候補者の選考・選定.....	21
(1) 指定管理者候補者の選考	21
(2) 指定管理者候補者の選定	21
(3) 基本的な選考基準.....	22
(4) 審査結果の通知.....	22
(5) 第二次審査用資料の提出	22
Ⅳ 決定後の手続き	23
1 基本協定書・年度協定書.....	23
(1) 協定の締結.....	23
(2) 基本協定書の主な事項.....	23
(3) 年度協定書の主な事項.....	23
2 災害時協定	24
(1) 協定の締結.....	24
(2) 災害時協定書の主な事項	24
3 事業計画書及び収支予算書の作成	24
(1) 事業計画書及び収支予算書の作成.....	24
(2) 事業報告書及び収支決算書の作成.....	24
4 業務の引継ぎ等	24
5 情報の公表	25
(1) 応募書類等.....	25
(2) 選考・選定過程の情報.....	25
(3) 指定管理業務に関する情報.....	25
6 モニタリング等の実施	25
(1) モニタリングの実施	25

(2) 第三者評価の実施	26
(3) 労働環境モニタリングの実施及び賃金給付状況シートの提出	26
(4) 監査の実施	26
7 指定の取消し等	26
(1) 指定の取消しと業務の停止	26
(2) 事業の継続が困難となった場合の措置	27

《元号に関する表記上の注意点》

本要項作成時点（平成31年4月）では、新元号が定められていないため、平成31年5月以降の元号についても「平成」を使用しています。

I 施設の概要

1 指定管理者制度導入の趣旨

港区では、多様化する区民ニーズへの柔軟かつ迅速な対応や効率的で効果的な区民サービスを提供するため、公の施設の管理・運営を包括的に代行させる指定管理者制度を積極的に導入しています。

今回、「港区立みなと科学館」の設置に伴い、管理・運営について、民間事業者等が持つノウハウやアイデア、専門性などを活用すること、事業者からの提案等を比較検討することで、さらなる区民サービスの充実が期待できること、また、良質なサービスを低コストで実現できる事業者を選定できる可能性があることを期待し、平成32年4月から5年間の指定管理者を広く募集します。応募に当たっては、「港区指定管理者制度運用方針」に基づく区の方針を十分に認識し、また、施設の設置目的等を理解の上、本要項に基づく創意工夫のある提案を期待しています。

2 港区立みなと科学館の設置目的

港区立みなと科学館は、科学を体験することができる場を提供することにより、区民の科学への関心を高め、もって区民の教養の向上及び主体的な学びの意欲の増進に寄与することを目的とした施設として設置します。建物は、旧鞆絵小学校跡地に気象庁、港区立教育センターとの複合施設として設置します。

3 港区立みなと科学館の概要

平成32年2月に竣工予定の気象庁虎ノ門庁舎（仮称）・港区立教育センター（地下2階・地上14階・塔屋1階）の1・2階の一部を港区立みなと科学館として整備します。

（1）名 称

港区立みなと科学館（以下「みなと科学館」という。）

（2）所在地

港区虎ノ門三丁目6番9号

（3）施設規模等

次表のとおり

表 施設全体及び港区立みなと科学館施設概要

	施設全体	うち、みなと科学館部分
敷地面積	5,515.45 m ²	
建築面積	約 2,720 m ²	
延床面積	約 42,780 m ²	1,254 m ²
建物構造	鉄筋コンクリート 地下2階、地上14階	1階から2階の一部
各階主要用途	エントランスホール	常設展示コーナー、実験室、多目的
1階	総合受付	ロビー、受付事務所
2階	気象科学館、広報室（気象庁）	プラネタリウムホール
3階	気象庁執務室	
4階	港区立教育センター	
5～13階	気象庁執務室	
地下1階・2階	駐車場、食堂	
外構部	軀絵メモリアルプレイス	

※ 共用部面積は施設全体に含みます。

※ 本表の面積は実施設計時のものです。

（４）開設年月日

平成32年4月1日

（５）開館時間・休館日

ア 開館時間

午前9時から午後8時まで

イ 休館日

- ① 第2月曜日（ただし、第2月曜日が国民の祝日に関する法律に定める休日にあたる場合は開館日とし、その翌日を休館とします。）
- ② 年末年始（12月29日から1月3日まで）
- ③ 臨時休館日（年間10日程度）

（６）利用区分

常設展示コーナーは、曜日、時間を問わず、誰でも利用可能です。プラネタリウムは、利用区分を個人利用と貸切利用に分けています。

ア 個人利用

個人による利用

イ 貸切利用

貸切による利用

貸切利用の利用対象者は以下に掲げる者としてします。

- ① 学校教育法第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第二百三十四条第一項に規定する各種学校
- ② 児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所並びに就学前の子どもに関する

る教育、保育等の総合的な提供の促進に関する法律第二条第五項に規定する保育所等及び同条第六項に規定する認定こども園

③ 教育委員会が指定する地域団体、福祉団体及び社会教育団体

④ 官公署

⑤ 前に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認めるもの

(7) 使用料

施設の使用料は、プラネタリウムのみ有料とし、その他の施設は無料です。

プラネタリウムを利用する場合、下表に定める使用料を収納し、区に納入することとします。また、教育委員会が特別の理由があると認めるときには、使用料を減額し、又は免除するものとし、定められた期間内の取消し、変更については、使用料を還付します。

なお、使用料には、維持管理費の変動、施設の運営状況を定期的に反映させる必要があるため、区では3年を目途に使用料の見直しを行うこととしています。

個人利用の場合の使用料

区分		一般投影		特別投影 (一回利用券)
		一回利用券	年間利用券	
(二人につき) 使用料	大人	600 円	2,000 円	2,000 円の範囲内において委員会がその都度定める額
	小学生・中学生・高校生	100 円	300 円	大人の使用料の半額（その額に100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
	団体 (20 人以上)	上記使用料の10 分の8に相当する額	—	上記使用料の10 分の8に相当する額

※ 学齢未満の者の使用料は、無料とする。

貸切利用の場合の使用料

単位	使用料
1 回（1 時間以内）	58,000 円

4 指定期間

平成32年4月1日から平成37年3月31日まで（5年）

Ⅱ 指定管理者が行う業務

1 事業運営

(1) 基本事業

指定管理者が行う事業に関する業務は、下記のとおりです。詳細については、別紙、業務基準書及び業務仕様書を参照してください。なお、併設となる気象庁の気象科学館が、一部業務委託による運営を検討しているため、みなと科学館の指定管理者として指定を受けた事業者は、気象科学館業務の受託について、気象庁との協議に応じるよう努めてください。

- ア 科学に関する展示及び実験の実施に関すること。
- イ プラネタリウムによる天体運行の投影に関すること。
- ウ 学校の理科教育に関すること。
- エ 科学に関する教育機関及び団体との連携、協力及び交流に関すること。
- オ 科学に関する情報及び資料を収集し、活用し、及び提供すること。
- カ 館の施設の利用に関すること。
- キ 地域の団体等との連携、協力及び交流に関すること。
- ク 館の広報・情報発信、来館者の利用促進に関すること。
- ケ 上記に掲げるもののほか、みなと科学館の管理に関する事務のうち、教育委員会が必要と認める業務

(2) 提案事業

港区立みなと科学館条例第一条に定める目的を達成するため、同条例第三条に基づく事業を提案してください。事業を計画する場合は、気象庁との複合施設であり、気象科学館が併設となるという施設の特徴を十分に踏まえるとともに、虎ノ門エリアの再開発の動向など、地域の特性を踏まえ、みなと科学館が地域の魅力創出の一助となるよう、効果的な事業を提案してください。

なお、提案事業は、事前に区と協議の上決定し、指定管理料の範囲内で実施します。

(3) 自主事業

前記(1)(2)のほか、本施設の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲で、施設の利用率向上等を図るための事業を自主事業として提案してください。

なお、自主事業は、事前に区と協議の上決定します。自主事業に係る経費は指定管理者負担とし、事業収入も指定管理者の収入とします。

(4) 職員体制

関係法令を熟知し、事業を実施するために必要な知識及び経験等を有する職員を配置し、施設の管理運営が円滑に行われるよう配慮してください。また、指定管理者は、公の施設の職員としての心構えを認識し、従事職員教育、接遇教育等を徹底し、利用者及び区民への接遇等が常に良好となるよう努めてください。

- ア 施設長は専任とし、所属職員を指揮監督して業務を統括すること。類似施設等での施設長経験の有無は問わず、施設運営について熟知した者とする。

- イ 事業推進職員（科学に関する各種講座・公演・イベントの企画等）として専任の職員1名以上を充てること。
- ウ プラネタリウム運営職員として、プラネタリウム機器の操作及び投影プログラムの企画に関し、技能を有する職員を1名以上充てること。また、プラネタリウム番組投影中には、必ず従事していること。
- エ 施設管理運営職員（総務・経理・サービス管理・受付業務・施設管理）として専任の職員1名以上を充てること。
- オ 本施設の開館時間中には必ず専任職員1名以上が従事していること。また、学校等の団体利用の際に、児童・生徒の安全が確保されるよう十分な職員体制をとること。

2 施設の維持管理

（1）施設の維持管理業務

指定管理者が行う維持管理に関する業務は以下のとおりです。本施設は国と区の合同PFI事業により整備しており、建物の維持管理について、区とPFI事業者の間で、維持管理・運営業務委託契約を締結しています。みなと科学館の維持管理業務にあたっては、PFI事業者と情報共有し、日常的に連携を図ってください。詳細については別紙業務基準書及び業務仕様書を参照してください。

ア 展示物等みなと科学館設備機器類の保守点検業務

イ 展示物等みなと科学館設備機器類の清掃業務

ウ 産業廃棄物の処理

エ 施設の維持管理に関するほか下記業務を行うこと。

（ア）施設・付帯設備の管理及び物品等の取扱いに関する業務

（イ）1件130万円（税込）以下の軽易な修繕及び整備

（ウ）施設内の清掃の保持、整頓その他の環境整備に関する業務

オ 省エネルギー、省電源、グリーン購入に配慮した管理運営に努めること。

（2）安全・安心に関する業務

ア 「港区危機管理基本マニュアル（改訂版）」に基づき、災害や事故の発生などの緊急時を想定した「緊急対応マニュアル」を作成し、利用者等の避難誘導、関係機関への通報、傷病者の医療機関への搬送の付き添い、安全確保、通報・連絡等の迅速かつ的確な対応を確立すること。

イ 休日・夜間の連絡体制を確立すること

ウ 区有施設等安全点検及び点検報告（日常点検・総点検・エレベーター点検確認）「港区有施設の安全管理に関する要綱」、「港区有施設安全管理業務実施要領」に基づく安全管理体制の整備、日常点検等を実施すること。

エ 「港区業務継続計画」に基づき、震災及び新型インフルエンザが発生した場合を想定し、開館時間外の災害その他あらゆる緊急事態、非常事態に際して、業務体制の整備及び従事職員用の食料等の確保など速やかに対応できる体制を整えること。なお、事業者は港区防災対策基本条例の規定に基づく責務を負うものとする。

- オ AED日常作動点検を行い、保守管理を行うこと。
- カ 上記アからオまでを適切に遂行するための事件・事故の際の対応を定め、職員研修等を行うこと。
- キ 利用者に対する見守り、声掛けなど様々な支援を行うこと。
- ク 災害時は区の指示に基づき区民の安全確保のため協力すること。
- ケ 管理する個人情報の保護をはじめ情報セキュリティについては、本業務に従事するすべての者が「港区情報安全対策指針」を遵守し、漏えいの防止等の適正な管理に努めること。

3 管理運営の基準

(1) 関係法令の遵守

指定管理者は、下記の関係法令等を遵守し、施設の管理運営を行なって下さい。

- ア 港区立みなと科学館条例
- イ 港区立みなと科学館条例施行規則
- ウ 地方自治法
- エ 労働関係法（労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等）
- オ 港区情報公開条例及び施行規則
- カ 港区個人情報保護条例及び施行規則
- キ 港区環境基本条例
- ク 港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び施行規則
- ケ 港区有施設の安全管理に関する要綱
- コ 港区有施設安全管理業務実施要領
- サ 港区防災対策基本条例
- シ 港区暴力団排除条例
- ス 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- セ 障害者の雇用の促進等に関する法律
- ソ その他施設の管理運営業務及び各種実施に関わる各種法令・条例等

(2) 区が定める指針等の遵守

下記の主な指針等を十分認識の上、積極的に区と連携してください。

- ア 港区指定管理者制度運用指針
- イ 港区情報安全対策指針
- ウ 第4次港区環境率先実行計画及び港区環境マネジメントシステムハンドブック
- エ 港区区有施設受動喫煙防止対策基本方針
- オ 港区行政情報多言語化ガイドライン
- カ （社）港区シルバー人材センター及び区内障害者授産施設等への優先発注
- キ 区内中小企業者への優先発注
- ク 港区の契約における暴力団等排除措置要綱
- ケ 港区職員のハラスメント防止等に関する要綱

- コ 港区職員接遇マニュアル「あったかマナーみなど」
- サ 港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱
- シ 港区と気象庁が定める庁舎管理規定、庁舎管理規約
- ス その他区が定める指針等

※「区が定める指針等の一覧」を参照してください。

(3) 再委託の禁止

指定管理業務の全部又は主たる部分を再委託することはできません。

ただし、機械警備やエレベーター設備の保守点検など専門性の高い個別業務等については、区の事前承認を得た場合に限り、再委託ができます。

(4) 地域との連携

区の施設として、地元町会・自治会、学校、近隣施設、その他関係団体など地域との良好な関係の構築に努め、地域の行事やイベントに参加するなど、積極的に交流を図ること。

(5) 多言語対応

外国人来館者等への対応として、英語については、常時、対応できる体制をとること。韓国語、中国語についても、対応できるよう努めること。

(6) 区と指定管理者の役割分担及び管理責任の分担

ア 役割分担

項 目		区	指定管理者
設置者としての責務		◎	
みなと科学館の管理運営		○ 条例・規則事項	◎
	施設の管理（設備、物品の管理）	○	◎
	施設の占用・行為許可	◎	
	苦情対応	○	◎
	緊急時の対応（事件・事故等）	◎（※）	◎（※）
	施設の安全対策 （安全点検・整備・改修等）	◎（※）	◎（※）
	広報・PR	○	◎
事業運営		○	◎

（※）設置者としての責任は区にあり、管理責任は指定管理者にあることを示します。

イ 管理責任の分担（○：主たる分担者）

項 目		内 容		管理責任分担	
				区	指定管理者
1	法令等の変更	(1)	指定管理業務に影響を及ぼす法令等の変更	○	
		(2)	上記以外の指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の変更		○

2	税制の変更	(1)	指定管理業務に影響を及ぼす税制の変更	○	
		(2)	上記以外の一般的な税制の変更		○
3	物価変動	(1)	指定期間中の物品費、人件費等物価変動に伴う経費の増加		○
4	金利変動	(1)	指定期間中の金利変動に伴う経費の増加		○
5	書類	(1)	区が作成した書類に起因する事項	○	
		(2)	指定管理者が作成した書類に起因する事項		○
		(3)	両者記名捺印した協定書に起因する事項	相互で協議	
6	指定管理者の指定	(1)	区の事由により指定管理者の指定が議会で議決されない場合	○	
		(2)	指定管理者候補者の事由により指定管理者の指定が議会で議決されない場合		○
7	指定管理業務の変更及び経費の変動	(1)	区の事由による指定管理業務の変更に伴う経費の増加	○	
		(2)	上記以外の事由による指定管理業務の変更に伴う経費の増加		○
8	住民対応	(1)	地域との協調		○
		(2)	指定管理業務及び自主事業の内容に対する住民からの苦情、要望等		○
		(3)	上記以外の区政全般への苦情、要望等	○	
9	環境問題	(1)	施設又は用地からの有害物質等の発生	○	
		(2)	指定管理業務及び自主事業に起因する有害部室の排出・漏洩、騒音、振動、光、臭気等に関するもの		○
10	不可抗力	(1)	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の区又は指定管理者の攻めに帰することのできない自然的又は人為的な現象）による被害の発生、拡大及び施設・設備の復旧	○	
		(2)	不可抗力によるもので、指定管理者の対応の遅れ、施設管理の不備等による被害の発生、拡大及び施設・設備の復旧		○
11	施設の損傷	(1)	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
		(2)	施設の設計・構造上の瑕疵によるもの	○	
		(3)	上記以外の経年劣化、第三者行為（相手方が特定できないもの）等によるもの （1件130万円(税込)を超えるもの）	○	
		(4)	上記以外の経年劣化、第三者行為（相手方が		○

			特定できないもの) 等によるもの (1件130万円(税込)以下のもの)		
12	備品 (I 種) の損傷	(1)	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
		(2)	上記以外の経年劣化、第三者行為(相手方が 特定できないもの) 等によるもの	○	
13	施設等の保守 点検	(1)	区の事由による保守点検の増加	○	
		(2)	指定管理者の責め及び保守点検の不備によ る保守点検の増加		○
14	第三者への賠 償	(1)	指定管理者の責めに帰すべき事由により第 三者に生じた損害		○
		(2)	上記以外の事由により第三者に生じた損害	○	
15	セキュリティ	(1)	指定管理者の警備不備による情報漏洩、犯罪 発生等		○
		(2)	上記以外の事由による情報漏洩、犯罪発生等	○	
16	使用料等の 管理	(1)	徴収又は収納した使用料(払込み前の使用料 に限る。)、事業に伴う金銭の盗難・紛失		○
17	指定期間の 終了	(1)	指定期間終了の場合(指定期間の満了以前の 取消し等による場合を含む。)における区又 は区が指定するものに対する業務の引継ぎ		○
		(2)	指定期間終了の場合(指定期間の満了以前の 取消し等による場合を含む。)における原状 復帰に要する費用		○

(備考)

2(1) 消費税率の変更を想定した規定です。

2(2) 収益関係税、外形標準課税など指定管理者自身に影響を及ぼす税制の変更を想定した規定です。

4 運営経費に関する事項

(1) 指定管理料の支払

指定管理料の額は、提案のあった経費を上限とし、区の予算の範囲内で支払うものとします。支払方法、支払時期については、基本協定書・年度協定書で定めます。

受託経費見積書は、区が定める次の6つの経費区分に従って作成してください。

なお、区の会計事務と同様、原則、科目区分間の流用はできないものとし、やむを得ない理由で流用する際は、区と協議の上決定するものとします。

ア 職員人件費

施設に勤務する職員等(管理運営体制に記載した職員等)にかかる人件費

※事業計画に基づく施設職員の確実な配置及び当該職員の人件費を保障する観点や、

指定管理者の経営努力による経費節減が見込まれないことから、予算額と実績額の差額を清算します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。

※人件費の積算に当たっては、職員（再委託した業務に従事する職員を含みます。）の最低賃金水準額を遵守してください。最低賃金水準額は、「港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進に関する要綱」により定めた金額と同額です。平成31年度は（一般事務・時給額）1,070円です。金額は、毎年度見直します。

イ 光熱水費

施設の維持管理に必要な電気料金、ガス料金、水道料金

※光熱水費（電気、ガス、水道代）については、予算額と実績額の間に乖離が生じる可能性が高いことから、予算額と実績額の差額を清算します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。

ウ 修繕費

施設の修繕に必要な経費

※指定管理者が作成した修繕計画に基づき区が優先順位を設定し、1件130万円以下の建物躯体や建物設備の保全のための軽易な修繕及び整備費用（併設施設部分を含む。）については、指定管理料に含めます。

※1件130万円を超える修繕は、指定管理料とは別に区が実施しますので受託経費見積には含めないでください。

※予算額と実績額の間に乖離が生じる可能性が高いことから、予算額と実績額の差額を清算します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。

エ 事業運営費

施設で実施する各種事業に必要な経費

※再委託による予定金額と決定金額の差額を清算します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。

オ 施設管理経費

施設の維持管理に必要な保守・検査業務、清掃業務、廃棄物処理等にかかる経費

※再委託による予定金額と決定金額の差額を清算します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。

カ その他経費

上記のいずれにも該当しない経費

本社が労務管理などの業務を一括して行うために施設（事業所）が負担する経費、施設を本社などが支援するために必要な経費、民間企業等の利益など。

※経費の計上にあたっては、本社が担う役割や業務内容、利益の算定方法など積算根拠を明らかにする資料を必ず添付してください。

(2) 備品購入の取扱い

1点予定価格5万円（税込）を超える備品については、区が必要と認めた場合に限り、区が購入し、所有します。備品の管理は指定管理者の責務とします。

(3) 収入

みなと科学館のプラネタリウムホール使用料は区の収入となります。

管理運営業務は、原則として区からの指定管理料で措置します。

また、事業実施に要する経費のうち、参加者個人に直接かかる費用（材料費等）は実費徴収できます。その他については、区と指定管理者が協議の上決定します。

(4) 銀行口座の開設

本業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理するため、本業務に固有の銀行口座を開設し、適切な運用を図るものとします。

(5) 損害賠償保険

施設運営にあたり、指定管理者が業務を行うに当たって施設に損害が生じた場合に対応する「施設賠償責任保険」と施設利用者等に損害が生じた場合の損害賠償額を担保するための「第三者賠償保険」に必ず加入します。指定管理者が加入すべき保険の基準は、「特別区自治体総合賠償責任保険制度」で定める金額とします。

(6) その他

本要項に定めのない事項については、区と指定管理者が協議の上決定し、協定書により定めます。

Ⅲ 選定手続

1 公募の手続・手順

(1) 申請者の資格

地方自治法第244条の2第3項に規定する法人その他の団体で、以下の項目を全て満たす者としてします。

ア みなと科学館又はそれに類する施設に係る管理運営業務の実績を有する法人その他の団体であること。

イ 指定期間中、事業の管理運営を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。

ウ 港区議会議員、区長、副区長、教育長並びに地方自治法第180条の5第1項に規定する委員会の委員及び委員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人となっていない法人や、その他の団体。また、区が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人その他の団体であって、区議会議員以外の者が役員等となっているものも可とする。

エ 本店、支店、事業所等のいずれかが、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県内のいずれかにある法人又はその他の団体であること。

オ 団体又はその代表者が以下のいずれにも該当しないこと（選考期間中も含みます。）。

(ア) 地方自治法施行令第167条の4第2項及び第167条の5第1項（同項を

準用する場合を含む。)の規定により港区における一般競争入札等の参加を制限されている者

(イ) 法律行為を行う能力を有しない者

(ウ) 破産法に基づく破産手続開始の申立てをしている者

(エ) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをしている者

(オ) 民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをしている者

(カ) 国税又は地方税を滞納している者

(キ) 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消(法人格の変更に伴う指定の取消しを除く。)を受けてから2年間が経過していない者

(ク) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団、又は暴力団若しくはその構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制下にある団体

(2) 複数の団体による共同申請

ア 複数の団体で共同事業体(以下「グループ」という。)を結成し、グループとして申請することも可能です。その場合は、申請時にグループを結成し、適切な名称を設定の上、代表団体(他の団体は構成団体とします。)を定めてください。グループ内のすべての団体が上記(1)申請者の資格ウからオに該当することが必要です。また、グループ内には、上記(1)ア、イそれぞれの実績を持つ代表団体又は構成団体が必要です(1団体でア及びイの実績を持つ必要はありません)。

イ 共同事業体で、法人等を設立する場合は、指定管理者の指定の議決までに、法人登記事項証明書又はそれに代わる書類等を提出してください。

ウ 当該グループの代表団体及び構成団体は、別のグループ又は単独により申請することはできません。

エ 代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。ただし、区が業務遂行上の支障がないと判断した場合に限り、変更できるものとします。

オ 次ページ(5)①に掲げる書類はグループとして作成し、②から⑬に掲げる書類は、代表団体及び構成団体ごとに作成してください。

カ 次ページ(5)に掲げる書類のほか、代表団体は以下の書類を提出してください。

(ア) 共同事業体構成書

様式A

提出部数 正本1部 副本①1部 副本②12部

(イ) 共同事業体協定書兼委任状

様式B

提出部数 正本1部 副本①なし 副本②なし

(ウ) 宣誓書(共同事業体用)

様式C

提出部数 正本1部 副本①なし 副本②なし

(エ) 安定運営の取組

様式D

提出部数 正本1部 副本①1部 副本②12部

(3) 公募の日程

公募要項発表	平成31年3月13日(水)
公募説明会参加申込期限	平成31年3月19日(火)
公募説明会	平成31年3月20日(水)
質疑受付	平成31年3月13日(水)から 平成31年3月27日(水)まで
質疑回答	平成31年4月10日(水)
申請受付 ※事前予約が必要です。	平成31年3月13日(水)から 平成31年5月10日(金)まで
第一次審査(書類審査)	平成31年6月6日(予定)
第二次審査(プレゼンテーション)	平成31年7月12日(予定)
指定管理者候補者選定	平成31年8月上旬予定
指定管理者の指定	平成31年10月上旬予定

(4) 公募説明会

ア 公募説明会

- ・日時 平成31年3月20日(水) 午後3時～午後4時
- ・場所 芝公園区民協働スペース
(港区芝公園2-7-3 芝公園保育園3階)

イ 公募説明会参加申込

公募説明会参加申込書(様式I)を平成31年3月19日(火)午後5時までに、メールで送付してください。送信確認のため、送信後に電話にて連絡をお願いします。

※会場の都合上、1社4名まででお願いいたします。なお、みなと科学館は現在、建築工事中(平成32年2月竣工予定)のため、現地見学会は実施しません。

【提出先】 港区教育委員会事務局教育推進部教育長室教育企画担当

E-mail minato07@city.minato.tokyo.jp

電話 03(3578)2721

(5) 申請書類の提出

応募を希望する事業者は、下記の書類を提出してください。

提出書類		様式	部数		
			正本	副本①	副本②
①	指定管理者指定申請書	【様式1】	1部	—	—
②	宣誓書	【様式2】	1部	—	—
③	定款、寄付行為またはこれに類するもの (最新のもの)	—	1部	3部	—
④	法人の登記事項証明書(全部事項証明書)	—	1部	3部	—

	(申請日前3か月以内に発行されたもの)				
⑤	印鑑証明書(申請日前3か月以内に発行されたもの)	—	1部	3部	—
⑥	預金残高証明書(最新の決算期末日現在のもの)	—	1部	3部	—
⑦	事業者の概要				
	≪公益法人の場合≫ ア 法人(団体)等の概要 ・事業経歴、役員(理事・評議委員)名簿、法人運営に関する基本的な考え方、理念、障害者雇用率等 イ 決算書類(直近の決裁期3期分) ・収支計算書(収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、計算書類に対する注記) ウ 事業報告書(直近の決算期3期分) エ 収支予算書(今年度に係るもの) オ 事業計画書(今年度に係るもの) カ 監事の監査報告書	【様式3】 様式自由 様式自由 様式自由 様式自由 様式自由 様式自由	1部 1部 1部 1部 1部 1部 1部	1部 1部 1部 1部 1部 1部 1部	12部 3部 3部 3部 3部 3部 3部
	≪NPO法人の場合≫ ア 法人(団体)等の概要 ・事業経歴、役員名簿、法人運営に関する基本的な考え方、理念、障害者雇用率等 イ 決算書類(直近の決裁期3期分) ・収支計算書(収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、計算書類に対する注記) ウ 事業報告書(直近の決算期3期分) エ 監事の監査報告書 ※上記のイ～エについては、特定非営利活動促進法及び内閣府令に基づくものを提出してください。	【様式3】 様式自由 様式自由 様式自由 様式自由	1部 1部 1部 1部 1部	1部 1部 1部 1部 1部	12部 3部 3部 3部 3部
	≪医療法人の場合≫ ア 法人(団体)等の概要 ・事業経歴、役員名簿、法人運営に関する基本的な考え方、理念、障害者雇用率等	【様式3】	1部	1部	12部

イ ウ エ オ カ	損益計算書（直近の決算期 3 期分）	様式自由	1 部	1 部	3 部
	貸借対照表（直近の決算期 3 期分）	様式自由	1 部	1 部	3 部
	株主資本等変動計算書（直近の決算期 3 期分）	様式自由	1 部	1 部	3 部
	附属明細書（直近の決算期 3 期分）	様式自由	1 部	1 部	3 部
	監事の監査報告書	様式自由	1 部	1 部	3 部
※上記のイ～カについては、病院会計準則に従ったものを提出してください。エについては、社員総会での承認日を付記してください。オについては、法人税確定申告書に添付した勘定科目内訳書の写しで代替しても構いませんが、その場合には税務署に提出した全てのものを提出し、謄本である旨の代表者の署名、捺印を付してください。都道府県提出決算書を別途作成している場合には、当該決算書の写しも提出してください。					
《株式会社の場合》					
ア	法人（団体）等の概要 ・事業経歴、役員名簿、法人運営に関する基本的な考え方、理念、障害者雇用率等	【様式 3】	1 部	1 部	12部
イ	決算書類（直近の決算期 3 期分） ・営業報告書 ・貸借対照表 ・損益計算書 ・注記事項（重要な会社方針、貸借対照表注記、損益計算書注記） ・株式資本等変動計算書 ・付属明細書 ※決算書類は、会社法並びに会社法計算施行規則に従ったものを提出してください。 ※連結決算を行っている親会社又は子会社がある場合は、連結財務諸表も提出してください。 ※株式資本等変動計算書は、社員総会	様式自由	1 部	1 部	3 部

	又は株式総会での承認日を付記してください。 ※付属明細書は、法人税確定申告書に添付した勘定科目内訳書の写しで代替することも可能です。その場合、税務署に提出した全てのものを提出し、謄本である旨の代表者の署名、押印を付してください。 なお、申請書類提出時点において、既に最近の決算期末日が到来している法人で、未だ決算が確定していない場合には、直近の決算期末の経営成績及び財政状態の参考となる資料（例：試算表、予想損益計算書、予想貸借対照表）。ただし、過去3期分の決算書等とは別に提出してください。 ウ 監査報告書 ※会計監査人（公認会計士又は監査法人）の監査を受けている場合には、会計監査人の監査報告書も提出してください。	様式自由	1 部	1 部	3 部
⑧	法人税、消費税、法人事業税、地方消費税の納税証明書（直近の決算期2期分に係るもの）	—	1 部	3 部	—
⑨	担保提供資産について	【様式4】	1 部	1 部	3 部
⑩	債務の保証について	【様式5】	1 部	1 部	3 部
⑪	類似施設の管理運営実績について （施設名・所在地・規模等） 類似施設の運営状況 （施設長の運営姿勢、組織運営の方針、地域社会への取組、施設の特色あるサービス内容、その他）	【様式6】	1 部	1 部	12部
	施設運営に関する実績一覧（任意）	【様式6-2】	1 部	1 部	12部
	施設管理に関する実績一覧（任意）	【様式6-3】	1 部	1 部	12部
⑫	セキュリティ確認用チェックシート	【様式7】	1 部	1 部	12部
⑬	労働環境チェックシート	【様式8】	1 部	1 部	12部

(6) 計画書類の提出

申請者は、下記の計画書類を提出してください。

No.	提出資料	様式	提出部数		
			正本	副本①	副本②
各種計画書類					
①	計画書類等提出書	【様式 9】	1 部	1 部	12部
②	資金・収支計画書 (平成32年度から平成36年度まで) ※各年度における受託経費の増減理由も記載してください。	【様式10】	1 部	1 部	12部
③	給与・報酬・賃金等に関する規程 (最新のもの) (※人件費の積算内訳)	様式自由	1 部	1 部	12部
④	施設長予定者の勤務した実績	【様式11】	1 部	1 部	12部
⑤	受託経費見積書 ※平成32年度(2020年度)分を提出してください。	【様式12】	1 部	1 部	12部
管理運営計画					
⑥	施設運営に関する基本的な考え方 ア 指定管理者としての理念、管理運営の基本方針 イ 港区立施設としての役割、港区民へのサービス提供に関する考え方	【様式13】	1 部	1 部	12部
⑦	職員の確保・育成に対する考え方 ア 苦情解決及びサービス評価の取組 イ 顧客満足度(CS)への具体的な取組 ウ ボランティアスタッフの確保・活用に関する考え方	【様式14】	1 部	1 部	12部
⑧	職員体制・勤務体系の考え方 ア 従事職員の配置体制について(施設長・事業推進職員・プラネタリウム運営職員等の資格・業務経験、ローテーション等)の考え方、具体的提案 イ 本社のバックアップ体制について ウ 従事職員の資格・経験・雇用形態・賃金及び保険等の加入について(持続的な配置を可能とするための取組を含む) ※ 港区が定める「指定管理施設雇用区分確認表」に基づき作成	【様式15】	1 部	1 部	12部

	※ 指定管理施設職員の職員配置表を作成すること。	【様式15-2】	1 部	1 部	12部
	※ 職員ローテーション表を作成すること。	【様式15-3】	1 部	1 部	12部
⑨	職員研修の取組 ア 職員の接遇能力の向上や専門知識の向上等、職員の育成方針 イ 研修体制と研修内容の具体的な提案	【様式16】	1 部	1 部	12部
⑩	外国人来館者を想定した多言語対応への取組（受付、案内、パンフレット、ウェブサイト、SNSなど）	【様式17】	1 部	1 部	12部
事業運営計画					
⑪	常設展示に関する運営計画の提案 （展示物の入替、保管場所・方法に関する考え方を含む）	【様式18】	1 部	1 部	12部
⑫	多目的ロビーを活用した企画展示等に関する運営計画の提案	【様式19】	1 部	1 部	12部
⑬	プラネタリウム事業に関する運営計画の提案 ※投影スケジュール表を作成すること。	【様式20】 【様式20-2】	1 部	1 部	12部
⑭	学校支援事業に関する運営計画の提案	【様式21】	1 部	1 部	12部
⑮	講座運営事業に関する運営計画の提案	【様式22】	1 部	1 部	12部
⑯	広報・情報発信・利用促進事業に関する運営計画の提案（年間目標来館者数を示す）	【様式23】	1 部	1 部	12部
⑰	大学・企業・地域等の連携に関する運営計画の提案 ア 地域（同窓会、町会、近隣施設等）との連携 イ 大学・企業等との連携	【様式24】	1 部	1 部	12部
⑱	開設準備の具体的な計画（開設までのスケジュール、職員体制）	【様式25】	1 部	1 部	12部
⑲	提案事業に関する考え方と取組 ア 気象庁との連携に関する考え方 イ 地域の特性を踏まえた、施設の魅力及び利用率向上につながる提案	【様式26】 【様式27】	1 部	1 部	12部
⑳	自主事業計画 科学の関心を高めるための自主事業を提案してください。	【様式28】	1 部	1 部	12部

②①	再委託を予定している業務 ①委託内容 ②委託を行う理由 ③委託 予定金額 ④委託予定先及び選定理由(委託先の条件 は、港区の入札参加資格があること、港区 における暴力団等の排除措置を受けてい ないことです。また、区内中小企業やシル バー人材センターなどを積極的に活用し てください。)	【様式29】	1部	1部	12部
安全対策・危機管理					
②②	利用者の安全対策、防犯対策に対する考 え方と具体的な取組	【様式 30】	1部	1部	12部
②③	危機管理体制の考え方と具体的な取組	【様式 31】	1部	1部	12部
②④	災害発生時の対応	【様式 32】	1部	1部	12部
②⑤	個人情報保護に関する考え方と具体的な 取組	【様式 33】	1部	1部	12部
その他					
②⑥	雇用促進に関する考え方 ア 区内中小事業者の活用及び区民雇用 の促進についての考え方 イ 高齢者、障害者の雇用促進についての 考え方	【様式 34】	1部	1部	12部

(7) 提出書類に関する留意事項

ア 申請書類(前記(5))、計画書類(前記(6))を提出してください。書類提出後の内容変更は、提出締切日まで受け付けます。

イ 副本①は正本をそのまま複写、副本②は法人名など応募事業者が特定できる部分をマスキング(黒塗り)の上、それぞれ指定部数を提出してください。

ウ 上記のほか、区が必要とする書類の提出を求めることや、ヒアリングを実施する場合があります。

エ 申請書類等の著作権は、作成した団体に帰属します。ただし、提出された応募書類は返却できません。区の責任において一定期間保管後、廃棄します。

オ 提出書類はA4判タテ1枚で作成(所定様式が定められているもの、パンフレット類を除く。)し、順序どおりにファイル(A4サイズ、2穴)に左綴じにしてください。

また、申請書類には、前記(5)の①から③及び計画書類には前記(6)の①から

②⑥の最初の書類の右肩に見出しをインデックスでつけ、通しでページ番号を付してください。（電子媒体にはページ番号不要）

なお、詳細な説明がある場合は、任意で資料を添付してください。ただし、添付資料についても1枚までとします。（資料の大きさは原則A4判とします。やむを得ない場合は、A3をA4判に折り込んでください。）文字のフォントは、「MS明朝12ポイント」で入力してください。

カ 申請書類、計画書類はそれぞれ別のファイルに左綴じにしてください。ファイルの背表紙、表紙に『港区立みなと科学館（申請書類）』又は『港区立みなと科学館（計画書類）』のテプラ等のシールを貼り、正本、副本①のみ法人名を明記したシールも貼ってください。

キ 上記のほか、電子媒体（CD-R）に正本及び副本②（応募事業者が特定できる部分をマスキング）を入力したものを1部提出してください。

ク 区は、指定管理者の選考結果及び提案内容等を公表する場合等、区が必要と認めるときは、無償で提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

ただし、公開することにより応募者に明らかに不利益を与えると認められる書類については公表しません。

ケ 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

（8）応募に関する留意事項

ア 選考委員会委員等との接触について

公募要項の公表日以降、公募説明会等区が提供する機会を除き本件提案に関して、選考委員、区職員等への接触は禁止します。接触の事実が認められた場合は、失格となる場合があります。

イ 応募の辞退について

応募書類を提出した後、辞退する場合は、辞退届（様式自由）を提出してください。

ウ 費用の負担について

提案や指定後の協議に対しての参加報酬・交通費及び受託のための準備等にかかる経費は、応募者の負担とします。

エ グループによる応募の構成団体の変更について

グループによる応募の場合、代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。ただし、区が業務遂行上の支障がないと判断した場合に限り、変更できるものとします。

（9）質疑の受付及び回答

ア 質問書の受付

質問書（様式Ⅱ）に必要事項を記入し、次の提出先に**メールで送信してください。（送信未達を防ぐため、電話にて到着確認の連絡をお願いします。）**

これ以外での方法（持参、郵送、電話、ファクシミリ、口頭等）又は、期間を過ぎたものは受け付けません。

（ア）質疑受付期間 **平成31年3月13日（水）～平成31年3月27日（水）**

(イ) 提出先 港区教育委員会事務局教育推進部教育長室教育企画担当
E-mail minato07@city.minato.tokyo.jp
電話 03 (3578) 2721

イ 質問回答

平成31年4月10日(水)を目途に、全ての質疑に対する回答書をメールで送付します。
また、港区ホームページでも公表します。なお、回答の際は、質問をした団体名は公表しません。

この回答書は、本要項と一体のものとして、要項と同様の効力を有します。

なお、意見の表明と解されるものや質疑の内容(質問内容が不明瞭なもの)によっては回答しないことがあります。

(10) 提出書類の受付

申請を希望する法人又は団体は、次により申請してください。
区にこれらの書類を提出した事業者を申請者とします。

ア 提出期間 **平成31年3月13日(水)～平成31年5月10日(金)**
平日午前9時から午後5時まで

※提出書類の確認を行いますので、5月9日(木)までに

下記に連絡し、提出日時を予約の上、来所願います。

※書類提出後の内容変更は、提出期限まで受け付けます。

イ 提出先 港区芝公園1-5-25 港区役所7階
港区教育委員会事務局学校教育部教育指導課指導支援係
電話 03 (3578) 2868

2 指定管理者候補者の選考・選定

(1) 指定管理者候補者の選考

ア 指定管理者候補者は、「港区立みなと科学館指定管理者候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)」において選考します。

イ 審査方法は、応募者から提出された書類による第一次審査と、第一次審査通過者に対するプレゼンテーション等を含めた第二次審査を予定しています。

ウ 審査の過程において、選考委員による事業所の視察を行うこともあります。

エ 審査の結果、ふさわしい候補者がいない場合、選考しない場合があります。

オ 指定管理者候補者として選考された事業者は、辞退することはできません。

(2) 指定管理者候補者の選定

ア 選考委員会が選考した指定管理者候補者について、全庁的な視点から港区指定管理者選定委員会で審議したうえ、区として指定管理者候補者を選定します。

イ 指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故のあるときは、選定されなかった応募者のうちから新たに候補者を選定することがあります。

ウ 指定管理者の指定は、港区議会で議決を経て行います。

(3) 基本的な選考基準

ア 安定的な経営基盤を有していること。

(公認会計士による財務状況分析及び資金計画分析を実施します。)

イ 管理運営計画

(ア) 類似施設の管理運営実績

(イ) 施設運営に関する基本的な考え方

(ウ) 職員の確保・育成に対する考え方

(エ) 職員体制・勤務体系の考え方

(オ) 職員研修の取組

(カ) 外国人来館者を想定した多言語対応への取組

ウ 事業運営計画

(ア) 常設展示に関する運営計画の提案

(イ) 企画展示等に関する運営計画の提案

(ウ) プラネタリウム事業に関する運営計画の提案

(エ) 学校支援事業に関する運営計画の提案

(オ) 講座運営事業に関する運営計画の提案

(カ) 広報・情報発信・利用促進事業に関する運営計画の提案

(キ) 大学・企業・地域等の連携に関する運営計画の提案

(ク) 開設準備の具体的な計画

(ケ) 提案事業計画

(コ) 自主事業計画 (※自主事業がある場合)

(サ) 再委託を予定している業務

エ 安全対策・危機管理について

(ア) 利用者の安全・安心の確保

(イ) 危機管理体制の考え方と具体的な取組

(ウ) 災害発生時の対応

(エ) 個人情報保護に関する考え方と具体的な取組

オ 指定管理料の妥当性

(ア) 指定管理5年間の資金・収支計画

(イ) 平成32年度受託経費

カ 雇用促進に関する考え方

(4) 審査結果の通知

審査結果は、第一次審査、第二次審査ともに応募者全員に文書で通知します。

(5) 第二次審査用資料の提出

第一次審査通過者は、第二次審査におけるプレゼンテーション用の資料を求める場合があります。詳細は、第一次審査通過者に連絡します。

IV 決定後の手続き

1 基本協定書・年度協定書

(1) 協定の締結

区議会の議決を経た後、指定管理者として指定し、区は指定管理者と協定を締結します。

締結する協定書は、指定期間を通した包括的な施設の管理・運営に関する基本的事項を規定する基本協定書と、年度ごとの管理・運営業務や指定管理料に関する事項を規定する年度協定書の2種類です。

(2) 基本協定書の主な事項

- ア 指定期間
- イ 業務の範囲
- ウ 施設の運営
- エ 施設の維持管理
- オ 区が支払うべき経費
- カ 保険の加入
- キ 自主事業（※自主事業がある場合）
- ク 区と指定管理者の役割分担
- ケ 業務の再委託
- コ 事業計画書、事業報告書等の提出
- サ 業務の引継ぎ
- シ 利用者アンケート実施
- ス モニタリング
- セ 第三者評価
- ソ 緊急時の対応
- タ 環境への配慮
- チ 管理運営業務を行うに当たって保有する個人情報の保護及び関係書類の整理・保管
- ツ 情報セキュリティ
- テ 指定の取消し及び管理業務の停止
- ト 損害賠償
- ナ 権利義務の譲渡の禁止
- ニ 目的外使用の禁止
- ヌ 施設・設備等の原状回復
- ネ 区と指定管理者の管理責任の分担
- ノ その他教育委員会が必要と認める事項

(3) 年度協定書の主な事項

- ア 目的

- イ 協定の期間
- ウ 指定管理料の額
- エ 指定管理料の支払
- オ 指定管理料の清算
- カ 協議

2 災害時協定

(1) 協定の締結

港区内で地震等の災害が発生した際の応急対応を迅速かつ的確に行うため、区と指定管理者は災害時協定を締結し、災害時等における役割分担を明確にします。

(2) 災害時協定書の主な事項

- ア 災害の範囲
- イ 要請期間及び方法
- ウ 協力履行の義務及び免除
- エ 費用負担
- オ 損害補償
- カ 災害時の情報共有
- キ 守秘義務
- ク 平時からの備え
- ケ 協議
- コ 効力

3 事業計画書及び収支予算書の作成

(1) 事業計画書及び収支予算書の作成

年間の事業計画書及び収入・支出の概算予定書の提出等

(2) 事業報告書及び収支決算書の作成

区が指示する事業報告書の提出(毎月 of 施設利用実績、施設の維持管理業務の実績等)、収支決算書の提出等

4 業務の引継ぎ等

指定管理者は、指定期間を開始するまでの期間内に準備業務を行うものとし、区や関係機関、指定管理者による開設準備を実施してください。

準備業務の内容は、別途協議します。指定管理者指定の議決の後、開設日まで準備業務に入っていただきます。

みなと科学館は平成32年4月1日(水)開設予定です。開設に向けて、速やかな施設管理、運営ができるよう協力願います。また、平成32年3月下旬から4月上旬にかけて、

開設記念式典及びオープニングイベントの実施を予定しています。式典等の運営支援については、3月31日までの業務については、開設準備業務の委託契約に含むものとします。（4月1日以降については、指定管理料となります。）

指定期間終了時又は指定の取消しによって管理運営業務が終了する際は、次期指定管理者が円滑にかつ支障なく業務を遂行できるよう引継ぎ業務を実施してください。

引継ぎに係る経費は、区が経費を負担する引継ぎ項目を除き、新たな指定管理者が負担します。

5 情報の公表

（1）応募書類等

公募時に提出された書類は、理由を問わず返却しません。申請書類、計画書類等の著作権は、申請者に帰属します。

ただし、区は公表等する場合には、申請書類、計画書類等の内容が無償で利用できるものとします。

なお、申請書類、計画書類等は、港区情報公開条例の規定に基づき、公開請求の対象になります。

（2）選考・選定過程の情報

指定管理者候補者の選考過程に関する情報（応募書類、選考委員会報告書、公募時質問項目、選考委員会選定調書、選考委員会会議録・選定委員会会議録等）は、原則公表します。なお、事業者名については、決定事業者のみ公表の対象とします。

（3）指定管理業務に関する情報

基本協定書、年度協定書、事業計画書等の事業運営に係る書類、第三者評価及び労働環境モニタリングの結果等、指定管理業務に関する情報は原則公表します。

6 モニタリング等の実施

（1）モニタリングの実施

指定管理者は、毎月の業務実績等の報告書を定められた期日までに提出し、区へ報告します。区は報告に基づき施設の運営状況等を確認します。また、指定管理者に対する月次モニタリングとして、チェックシート等を活用し、施設の運営状況等の把握に努めます。

また、指定管理者は、施設利用上の問題等の解決策を検討し、業務を円滑に実施するため、必要に応じて、情報交換や業務の調整を図る場を設けます。

このほか、指定管理者は、意見箱の設置等による利用者の意見・要望の聴取等、利用者ニーズの把握を行います。

区が行うモニタリングは、月次モニタリング及び年度終了時モニタリング等があり、モニタリング等の結果は、指定管理施設検証シートとして取りまとめ、ホームページで公表します。

(2) 第三者評価の実施

区は、指定管理者に対し、原則として指定期間中に1回（中間年度を予定）、第三者評価機関又はこれに類するものによる評価の受審を義務付け、その結果を業務運営の改善指導に活用します。第三者評価機関との契約は区が実施します。

(3) 労働環境モニタリングの実施及び賃金給付状況シートの提出

区は、公の施設として利用者の安全・安心の確保をはじめ、区民・利用者サービス維持・向上の観点から、指定期間の2年目に社会保険労務士による労働環境モニタリングを実施します。社会保険労務士との契約は区が行います。

また、施設で勤務する職員（業務の一部を第三者へ再委託をする場合に施設で勤務する職員についても含みます。）に支給される賃金について、最低賃金水準額を満たしているか確認をするため、職種ごとに最も低額の賃金の支給を受けている職員に関する賃金状況給付シートの提出が必要となります。

(4) 監査の実施

ア 地方自治法第199条第7項の規定により、区長又は監査委員が必要と認めるときは、指定管理者が行う管理業務に係る出納関連の事務について、監査を行うことがあります。

イ 港区では、公正性、透明性をより一層確保するため、平成13年度から外部監査人（公認会計士や弁護士等）による包括外部監査を実施しています。

公の施設の管理に関する業務に関し、包括外部監査の対象となる場合があります。

7 指定の取消し等

(1) 指定の取消しと業務の停止

指定管理者が次のいずれかに該当する場合は、指定の取消し又は業務の停止を命じることがあります。その場合において、指定管理者に損害が生じても、区はその賠償の責めを負いません。

ア 指定管理者がⅢの1のアからオ（申請者の資格）に該当しなくなったとき。

イ 区が行う施設への実地調査に応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。

ウ 実地調査の結果に基づく区の指示に、正当な理由なく従わないとき。

エ 経営状況が悪化し、管理運営を継続することが著しく困難となったとき。

オ 協定に違反したとき。

カ 応募書類の内容に虚偽があることが判明したとき。

キ 違法行為や非行行為に関与するなど、当該指定管理者に管理業務を行わせておくことが、社会通念上不適当と判断されるとき。

ク その他指定管理者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難になったとき。

ケ 指定管理者から協定解除の申出があり、その理由を合理的なものと認めたとき。

コ 不可抗力の事由により、業務の継続が困難になったとき。

(2) 事業の継続が困難となった場合の措置

- ア 事業の継続が困難となり、指定が取り消される場合でも、次の指定管理者が円滑かつ支障なく施設の管理運営業務を遂行できるよう、適切な引継ぎを行わなければなりません。
- イ 不可抗力等、指定管理者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、管理継続の可否について協議することとします。

問合せ先

〒108-8511

港区芝公園1丁目5番25号

(平成30年度まで)

港区教育委員会事務局 教育推進部 教育長室 教育企画担当 担当 齊藤・田邊

電話：03-3578-2721 E-mail：minato07@city.minato.tokyo.jp

(平成31年度から)

港区教育委員会事務局 学校教育部 教育指導課 指導支援係 担当 齊藤・野口

電話：03-3578-2868 E-mail：minato32@city.minato.tokyo.jp